



スカパーJSAT

衛星役務利用放送専用サービス 契約約款

第14版
(平成23年7月)

スカパーJSAT株式会社

衛星役務利用放送専用サービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (契約約款の適用)	1
第2条 (契約約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第2章 提供範囲等	3
第4条 (契約手続)	3
第5条 (提供範囲)	3
第6条 (放送可能区域)	3
第7条 (責任分界点)	3
第8条 (地球局設備等の据付け等)	3
第9条 (人工衛星局等の無線局免許の申請等)	4
第3章 専用申込等	5
第10条 (専用申込の単位)	5
第11条 (専用申込の方法)	5
第4章 専用契約等	7
第1節 専用契約の締結等	7
第12条 (専用契約の単位)	7
第13条 (利用期間)	7
第14条 (利用開始予定日等)	7
第15条 (専用申込の承諾等)	7
第16条 (電気通信役務利用放送業務に係る登録の申請等)	9
第17条 (専用契約の効力等)	9
第2節 専用契約者が行う専用契約の変更の請求等	9
第18条 (伝送方式の変更の請求等)	9
第19条 (品目の変更の請求等)	9
第20条 (人工衛星の変更の請求等)	10
第21条 (放送番組の数の変更の請求等)	10
第22条 (専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)	10
第23条 (伝送容量係数の変更の請求等)	10
第24条 (統計多重方式に関する事項の変更の請求等)	11
第25条 (利用開始予定日等の変更の請求)	11
第26条 (利用期間の変更の請求の禁止)	11
第27条 (専用契約の地球局設備等の変更の請求の禁止)	11
第28条 (変更の請求に対する承諾等)	11
第29条 (電気通信役務利用放送事業登録の変更申請等)	12
第30条 (専用契約の変更の発効等)	12
第3節 当社が行う専用契約の変更	13
第31条 (トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)	13
第32条 (当社が行う専用契約者の人工衛星の変更の請求等)	13
第33条 (当社が行う専用契約者の放送番組の数の変更の請求等)	13
第34条 (当社が行う専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)	14
第35条 (当社が行う専用契約の伝送容量係数の変更の請求等)	14
第36条 (専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定の変更等)	14

第4節	衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日等 -----	14
	第37条（衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日等）.....	14
第5節	衛星役務利用放送専用サービスの提供の中止及び停止 -----	15
	第38条（衛星役務利用放送専用サービスの提供の中止）.....	15
	第39条（衛星役務利用放送専用サービスの提供の停止）.....	15
第6節	専用契約の解除 -----	15
	第40条（専用契約者が行う専用契約の解除）.....	15
	第41条（当社が行う専用契約の解除）.....	16
第7節	専用契約の再契約の申込及び再契約申込の承諾等 -----	17
	第42条（専用契約の再契約申込）.....	17
	第43条（専用再契約の申込の方法）.....	17
	第44条（専用再契約の申込の承諾等）.....	18
	第45条（専用再契約の取扱等）.....	19
第5章	料金等 -----	20
第1節	料金等 -----	20
	第46条（料金及び工事に関する費用）.....	20
第2節	料金等の支払義務 -----	20
	第47条（衛星役務利用放送専用料の支払義務）.....	20
	第48条（無線局免許取扱手数料の支払義務）.....	20
	第49条（支払いを要しない料金）.....	20
	第50条（保証金の支払義務等）.....	21
	第51条（再契約保証金等の支払義務等）.....	21
	第52条（追加保証金の支払義務等）.....	22
	第53条（衛星役務利用放送専用サービスの解除料の支払義務等）.....	22
第3節	割増金及び延滞利息 -----	23
	第54条（割増金）.....	23
	第55条（延滞利息）.....	24
第4節	料金等の一括払い -----	25
	第56条（料金前払いに伴う料金の減額）.....	25
第6章	保守 -----	26
	第57条（地球局設備等の維持及び管理）.....	26
	第58条（人工衛星局または地球局の検査及び点検等）.....	26
	第59条（トランスポンダの修理または復旧の順位）.....	26
第7章	損害賠償等 -----	27
	第60条（衛星役務利用放送専用サービスの利用開始後の責任の制限）.....	27
	第61条（衛星役務利用放送専用サービスの利用開始前の責任の制限）.....	27
第8章	その他の提供条件 -----	28
	第62条（電波干渉に要する工事等）.....	28
	第63条（放送受信者との関係）.....	28
附 則	-----	29

第1章 総則

(契約約款の適用)

第1条 当社は、この衛星役務利用放送専用サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)、衛星役務利用放送専用サービス契約約款細則(以下「細則」といいます。)及び衛星役務利用放送専用サービス料金表(以下「料金表」といいます。)により、衛星役務利用放送専用サービスを提供します。

(契約約款の変更)

第2条 当社は、この契約約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星
2 3号衛星	おおむね東経128度に静止する人工衛星
3 4号衛星	おおむね東経124度に静止する人工衛星
4 トランスポンダ	人工衛星に搭載された電波中継器
5 衛星役務利用放送	電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号。以下「役務利用放送法」といいます。)、電気通信役務利用放送法施行令(平成14年政令第17号)及び電気通信役務利用放送法施行規則(平成14年総務省令第5号。以下「施行規則」といいます。)その他関連規則の規定に基づき実施される人工衛星を用いた放送
6 標準方式	施行規則第14条第2号に規定するデジタル放送に関する送信の標準方式
7 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
8 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
9 衛星役務利用放送専用サービス	当社が保有または運用する電気通信設備を衛星役務利用放送を行う者に専用させることにより、デジタル符号化(標準方式に規定されたデジタル符号化方式に限ります。以下同じとします。)された放送番組のみを衛星役務利用放送を受信する目的で設置された放送受信機に対して無線送信を行う電気通信サービス
10 専用契約	当社が衛星役務利用放送専用サービスを提供するための契約
11 専用申込	専用契約の申込み
12 専用申込者	専用申込をした者
13 専用契約者	当社と専用契約を締結している者
14 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送りまたは受けるための電氣的設備
15 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
16 人工衛星局	電波法第5条第4項に規定される人工衛星に開設する無線局
17 地球局	人工衛星局と無線伝送を行うため地表に開設する無線局
18 地球局設備	衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナから高次元多重化装置までの設備
19 高次元多重化装置	デジタル符号化された放送番組を多重化し、毎秒42,192キロビットまたは毎秒69,718キロビットで出力する装置

20 デジタル符号化装置等	専用契約者の放送番組をデジタル符号化する装置等
21 トランスポンダ障害	衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダが、細則11(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
22 アップリンク	地球局から人工衛星局へ無線伝送する回線
23 ダウンリンク	人工衛星局から放送受信者へ無線伝送する回線
24 固定局	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)に規定される一定の本邦内の固定地点間の無線通信業務を行う無線局
25 2次分配トランスポンダ	ダウンリンクの周波数が固定局の周波数と同じであるため、当該周波数を優先的に割り当てられた宇宙無線通信以外の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な放送受信状況が確保できない場合があると指定されたトランスポンダ
26 未利用トランスポンダ	衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る未利用のトランスポンダ
27 伝送容量	デジタル符号化された放送番組を無線伝送する回線の容量
28 基準伝送容量	専用契約者の使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、当該伝送容量の基準となる伝送容量
29 伝送容量係数	専用契約者の伝送容量または基準伝送容量をパケット(標準方式で規定されたパケットとします。)の数で換算した数値
30 統計多重方式	各放送番組の伝送容量の一部を必要に応じ各瞬間ごとに他の各放送番組で用いられる伝送に割り振る技術方式
31 未利用伝送容量	衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る未利用の伝送容量
32 高精細度テレビジョン放送	料金表に定める高精細度テレビジョン放送の放送番組を伝送する品目
33 テレビジョン放送	料金表に定めるテレビジョンの放送番組を伝送する品目
34 音声放送	料金表に定める音声の放送番組を伝送する品目
35 データ放送	料金表に定めるデータの放送番組を伝送する品目

第2章 提供範囲等

(契約手続)

第4条 当社は、第3章(専用申込等)の規定による専用申込並びに第4章(専用契約等)の規定による専用契約の手続を経て、専用契約者に衛星役務利用放送専用サービスを提供します。

(提供範囲)

第5条 当社は、当社が設置する地球局設備並びに3号衛星または4号衛星に係る人工衛星局を用いて専用契約者の放送番組を無線送信することにより衛星役務利用放送専用サービスを提供します。

(放送可能区域)

第6条 専用契約者が衛星役務利用放送専用サービスを利用することにより放送できる範囲は日本全国とします。

2 当社は、ダウンリンクの電波照射区域におけるトランスポンダの特性を記載した技術資料を閲覧に供します。

(責任分界点)

第7条 当社と専用契約者との責任の分界は、当社が設置する地球局設備の高次元多重化装置の入力端とします。入力端における信号の品質に関しては、当社が別に定める技術条件(以下「技術条件」といいます。)を遵守していただきます。当社は、技術条件を閲覧に供します。

(地球局設備等の据付け等)

第8条 当社は、専用契約に基づき提供する地球局設備を当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けます。

2 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る地球局設備の据付けに関し、電波法及び役務利用放送法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、当社の責任と負担において、その申請等を実施します。

3 衛星役務利用放送専用サービスの利用に係るデジタル符号化装置等は、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その仕様の決定にあたっては、専用契約者は、標準方式及び技術条件を遵守していただきます。ただし、専用契約者がデジタル符号化装置等を据え付ける場所については、当社が指定します。

4 専用契約者は、技術条件が変更された場合には、変更後の技術条件を遵守するように、前項のデジタル符号化装置等について専用契約者の責任と負担において仕様を変更していただきます。

5 専用契約者は、第3項のデジタル符号化装置等の運用を専用契約者以外の者(以下「デジタル符号化装置等運用者」といいます。)に行わせることができます。その場合には、専用契約者は、当社の請求に基づき、それを証明する書類(設備運用専用契約書の写し等をいいます。)を提出していただきます。

6 専用契約者は、前項の場合において、この契約約款の規定に基づく専用契約者の義務をデジタル符号化装置等運用者にも厳守させ、またデジタル符号化装置等運用者が専用契約者の衛星役務利用放送専用サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

(人工衛星局等の無線局免許の申請等)

第9条 当社は、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る人工衛星局の無線局免許の申請、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。
- 3 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る地球局の無線局の免許人となります。
- 4 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る地球局の無線局免許の申請、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

第3章 専用申込等

(専用申込の単位)

第10条 当社は、専用申込者の放送番組の伝送に必要な伝送容量または基準伝送容量(複数の放送番組の伝送にあたっては伝送容量及び基準伝送容量の合計とします。)について、一の専用申込を受け付けます。

2 一の専用申込について専用申込者は1人とします。

(専用申込の方法)

第11条 専用申込者は、専用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の専用申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 氏名(専用申込者が法人または団体の場合は名称及び代表者氏名、法人の設立中である場合にはその代表者の氏名)
- (2) 前号の者の住所(専用申込者が日本に住所もしくは居所を有する者または日本に事務所、営業所等を有する法人その他の団体以外の者(以下「外国法人等」といいます。))であって、その者が当社との連絡・調整にあてるために日本国内に代理人等を指定している場合には、その代理人等の氏名及び住所も併記していただきます。)
- (3) 専用申込者が法人の場合は、その経営形態及び資本または出資の額(専用申込者が団体、法人設立中の場合または個人の場合はそれに準じるもの。次号において同じとします。)
- (4) 専用申込者が法人の場合は、主な出資者及びその出資の額並びに議決権の数
- (5) デジタル符号化装置等の運用方法及びその運用を他の者に委託するときはデジタル符号化装置等運用者の氏名。
- (6) 伝送方式(料金表に規定する伝送方式から選択していただきます。)
- (7) 品目
- (8) 人工衛星(複数の放送番組を申し込むときは、それぞれの人工衛星もあわせて申し込んでいただきます。)
- (9) 放送番組の数
- (10) 伝送容量係数(複数の放送番組を申し込むときは、それぞれの伝送容量係数及びその合計値もあわせて申し込んでいただきます。)
- (11) 利用開始希望日(複数の放送番組を申し込むときは、それぞれの放送番組の放送開始を希望する日(以下「放送開始希望日」といいます。))を申し込んでいただきます。)
- (12) 統計多重方式に関する事項
- (13) その他専用申込の内容を特定するための事項

2 前項第(11)号において、利用開始希望日は、専用申込を行う日(以下「専用申込日」といいます。))から起算して8か月以内の日としていただきます。また、複数の放送番組について申込みを行うときは、最初に到来する放送番組の放送開始希望日を専用申込日から起算して8か月以内の日に、また、最後に到来する放送番組の放送開始希望日を専用申込日から起算して12か月以内の日としていただきます。

3 専用申込者は、第1項の申込を行うに際して、第1項各号に掲げる他、役務利用放送法第3条第2項の定めに従い、衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送の業務に関する登録申請書(同法第3条第3項に定める事業計画書その他の添付書類一式を含むもの)とします。以下「登録申請書」といいます。)の準備書面及び細則1(専用契約者が行う電気通信役務利用放送の放送に係る当社の承諾基準)に該当する放送番組を放送する場合には、当該細則1の各条項に適合していることを示す書面を当社に提出していただきます。

- 4 第1項第(12)号の規定に基づき専用申込者が、同一トランスポンダにおいて他の専用申込者及び専用契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合は、専用申込者は、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる全ての専用申込者及び専用契約者等との間で、互いに統計多重方式を選択することに合意する旨の書面を当社に提出していただきます。

第4章 専用契約等

第1節 専用契約の締結等

(専用契約の単位)

第12条 当社は、専用契約者の放送番組の伝送に必要な伝送容量または基準伝送容量(複数の放送番組の伝送においては伝送容量及び基準伝送容量の合計とします。)について、一の専用契約を締結します。

2 一の専用契約について専用契約者は1人とします。

(利用期間)

第13条 衛星役務利用放送専用サービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、専用契約者が衛星役務利用放送専用サービスを利用することができる期間で、利用期間の起算日は、第37条(衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日等)に規定する衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日とし、利用開始日の翌年の3月31日を利用期間の終了日(以下「利用期間終了日」といいます。)とします。

2 専用契約者は、専用契約の更新の請求ができます。ただし、更新できる利用期間は利用期間終了日の翌日から1年以上2年以下の期間とします。

3 専用契約者は、専用契約の更新をする場合には、利用期間終了日の3ヶ月前までに専用契約更新請求書を当社に提出していただきます。ただし、利用期間終了日の3ヶ月前までに専用契約者から専用契約を終了する旨の書面による通知が当社に提出されない場合であって、当社がそのことによって専用契約を更新できない場合がある旨を専用契約者に通知しないときは、衛星役務利用放送専用サービスの利用期間は利用期間終了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とします。

4 当社は、第2項の専用契約の更新の請求があったときは、第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて、当社所定の承諾書により承諾します。

(利用開始予定日等)

第14条 当社は、第11条(専用申込の方法)第1項第(11)号の利用開始希望日を基準に、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る人工衛星、トランスポンダ、未利用伝送容量の有無等を考慮し、専用申込者と協議の上、衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下「利用開始予定日」といいます。)を定めます。また、当社は、専用申込者が複数の放送番組の放送を行う場合には、それぞれの放送番組の放送開始予定日(以下「放送開始予定日」といいます。)を定めます。

2 専用申込者が複数の放送番組の放送を行う場合には、最初に到来する放送番組の放送開始予定日を利用開始予定日とします。

3 利用開始予定日は、専用申込日から起算して8か月を超えない日とさせていただきます。また、複数の放送番組について放送を行う場合には、最初に到来する放送番組の放送開始予定日を専用申込日から起算して8ヶ月以内の日に、最後に到来する放送番組の放送開始予定日は、専用申込日から起算して12か月を超えない日とさせていただきます。

(専用申込の承諾等)

第15条 当社は、専用申込を受け付けた順序に従い、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダ、未利用伝送容量の有無等を考慮し、次に掲げる専用契約に関する事項(以下「専用契約事項」といいます。)を指定した上、それらを記載した当社所定の専用契約書を取り交わすことにより専用申込を承諾します。

- (1) 伝送方式
 - (2) 品目
 - (3) 人工衛星(複数の放送番組について承諾するときは、放送番組ごとの人工衛星を指定します。)
 - (4) 放送番組の数
 - (5) 専用申込を承諾した放送番組ごとのトランスポンダの周波数
 - (6) 伝送容量係数(複数の放送番組について承諾するときは、それぞれの伝送容量係数及びその合計値をあわせて指定します。)
 - (7) 統計多重方式に関する事項
 - (8) 利用開始予定日(複数の放送番組について承諾するときは、それぞれの放送番組の放送開始予定日を指定します。)
 - (9) 地球局設備及びデジタル符号化装置等の場所(複数の放送番組について承諾する場合、それぞれの放送番組の地球局設備及びデジタル符号化装置等の場所を指定します。)
 - (10) 第50条(保証金の支払義務等)第1項の規定に基づく保証金の額及び保証金支払期日
 - (11) その他専用契約の内容を特定するための事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、専用申込を拒否できるとします。
- (1) 専用申込のあった人工衛星の運用を中止もしくは停止しているとき、または人工衛星が存在しないとき。
 - (2) 専用申込のあった衛星役務利用放送専用サービスを提供するために使用するトランスポンダ、未利用伝送容量、または地球局設備が無いとき。
 - (3) 専用申込者または専用申込者の主な出資者が、衛星役務利用放送専用サービスの料金(契約約款の規定により支払いを要することとなった衛星役務利用放送専用サービスの料金以外の債務等を含みません。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または債務超過に陥っている場合等支払いを怠るおそれがあるとき。
 - (4) 専用申込者または専用申込者の主な出資者が、当社が提供する他のサービスの料金またはその他の債務等の支払いを現に怠り、または債務超過に陥っている場合等支払いを怠るおそれがあるとき。
 - (5) 第14条(利用開始予定日等)の規定に基づく利用開始予定日を、専用申込日から起算してから8か月以内の日に定めることができないとき、または専用申込のあった利用開始希望日に衛星役務利用放送専用サービスの提供の開始ができないとき。
 - (6) 申込書またはその添付書類の重要な部分に事実と異なる記載が認められるとき。
 - (7) 専用申込者が行う衛星役務利用放送に関して明確に法令に違反するおそれがあるとき。
 - (8) 前号のほか、専用申込者が行う衛星役務利用放送が細則1(専用契約者が行う電気通信役務利用放送の放送に係る当社の承諾基準)に適合しないことが明らかであるとき。
 - (9) 専用申込者が外国法人等である場合であって、当該外国法人等が日本国内に当社との連絡・調整等に当たる代理人等を指定しないために、衛星役務利用放送専用サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (10) 前項第(7)号の規定に基づき専用申込者が、同一トランスポンダにおいて他の専用申込者及び専用契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合は、専用申込者が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての専用申込者及び専用契約者等との間で、専用申込の時点において互いに統計多重方式を選択することに合意していないとき、または利用開始日までにその合意をする見込みの無いとき。
 - (11) その他専用申込を承諾することにつき、衛星役務利用放送専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、第1項に規定する承諾をする場合、次の各号の内容を記載した書面を専用契約者に提示します。
- (1) 使用する人工衛星局及び地球局の免許の番号並びに関連情報

- (2) 役務利用放送法第5条第1項第(4)号に規定する技術的能力を担保するために、当社が電気通信役務利用放送の業務を適確に遂行するに足る技術的能力があることを説明した書類(当社に関連する部分に限ります。)

(電気通信役務利用放送業務に係る登録の申請等)

第16条 専用契約者は、前条に定める専用契約を締結した場合、専用契約者の責任と負担により、速やかに専用契約事項の内容に従い電気通信役務利用放送の業務を行うため、登録申請書を総務大臣に提出していただきます。

- 2 専用契約者は、前項の申請書を提出し総務大臣から電気通信役務利用放送事業者として登録する旨の通知を受領した場合、受理された登録申請書の写し及び総務大臣より交付を受けた登録の通知(以下「登録通知」といいます。)の写しを当社に提出していただきます。また、専用契約者が前項の申請を行った結果、総務大臣から登録を拒否した旨の通知を受領した場合は、その通知の写しを当社に提出していただきます。

(専用契約の効力等)

第17条 第15条(専用申込の承諾等)の規定にかかわらず、当社は、専用契約者と締結した専用契約について、次の各号の一に該当する事由がある場合にはその時をもって専用契約を解除します。

- (1) 電気通信役務利用放送の業務に係る登録申請書の記載事項が専用契約事項と異なるとき。
 - (2) 登録申請書に記載された事項が、当社が指定した事項及び専用契約者が専用申込時に当社に提出した資料の記載と異なることによって、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるおそれがあるとき。
 - (3) 専用契約者が利用開始予定日までに電気通信役務利用放送事業者として総務大臣の登録を受けていないとき。
 - (4) 総務大臣が、専用契約者に対し電気通信役務利用放送の業務に係る登録を拒否したとき。
 - (5) 専用契約者が、電気通信役務利用放送事業者として登録された後、当社が指定する期日までに保証金を支払わないとき。
 - (6) 同一トランスポンダにおいて他の専用申込者及び専用契約者等と共に統計多重方式を選択することとなる全ての専用申込者及び専用契約者等との間で、互いに統計多重方式を選択することに合意する旨を記載した書面の内容が事実と異なるとき。
- 2 当社は、前項各号の一に該当する事由が存在するため専用契約が解除となる場合、または、前項各号の規定に該当する事由が存在しないため専用契約が有効に存続することとなる場合のいずれの場合についても、書面でその旨を専用契約者に通知します。

第2節 専用契約者が行う専用契約の変更の請求等

(伝送方式の変更の請求等)

第18条 専用契約者は、伝送方式の変更の請求ができます。ただし、伝送方式の変更にあたっては、同時に衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る人工衛星、トランスポンダの周波数、伝送容量係数またはデジタル符号化装置等の据え付け場所を変更していただくことがあります。

(品目の変更の請求等)

第19条 専用契約者は、品目の変更の請求ができます。ただし、品目の変更にあたっては、同時に衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダの周波数、伝送容量係数またはデジタル符号化装置等の据え付け場所を変更していただくことがあります。

(人工衛星の変更の請求等)

第20条 専用契約者は、当該専用契約者以外の専用契約者(専用契約事項のうち同一の伝送方式を使用する者に限ります。)との間で、それぞれの専用契約事項である人工衛星を同時に相手方のものに変更することを合意したときに限り、当社に人工衛星の変更を請求することができます。専用契約者は、それ以外では人工衛星の変更の請求はできません。また、専用契約者が第8条(地球局設備等の据付け等)第5項の規定に基づきデジタル符号化装置等の運用等をデジタル符号化装置等運用者に委託しているときは、当社に人工衛星の変更を請求する前に、専用契約者の責任と負担によりデジタル符号化装置等運用者に人工衛星の変更に係る承諾を得ていただきます。

- 2 専用契約者は、人工衛星の変更にあたっては、同時に衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダの周波数、伝送容量係数、放送番組の数及びデジタル符号化装置等の据え付け場所を変更していただくことがあります。

(放送番組の数の変更の請求等)

第21条 専用契約者は、放送番組の数の変更の請求ができます。

- 2 専用契約者は、放送番組の数の変更にあたっては、同時に衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダの周波数、伝送容量係数またはデジタル符号化装置等の据え付け場所を変更していただくことがあります。
- 3 専用契約者は、放送番組の数を追加するために第1項の請求をするときは、その変更請求の日から起算して6か月以内の日をその放送番組の放送開始希望日たる変更実施希望日としていただきます。
- 4 専用契約者は、放送番組の数を減らすために第1項の請求をするときは、その変更実施希望日を変更の請求日の翌日以降としていただきます。
- 5 専用契約者は、放送番組の数を減らすために第1項の請求をするときは、変更後の放送番組の数を正の数としていただきます。
- 6 統計多重方式を選択した専用契約者が、その統計多重方式を利用した放送番組の数の変更の請求をするときは、専用契約者は、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用する他の全ての専用申込者及び専用契約者等との間で当該放送番組の数を変更することに合意する旨の書面を当社に提出して頂きます。

(専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)

第22条 専用契約者は、専用契約に規定されるトランスポンダの周波数の変更の請求ができます。

- 2 専用契約者は、専用契約に規定されるトランスポンダの周波数の変更については、専用契約事項である伝送容量係数またはデジタル符号化装置等の据え付け場所を変更していただくことがあります。
- 3 統計多重方式を選択した専用契約者が、その統計多重方式を利用した放送番組に係るトランスポンダの周波数の変更の請求をするときは、専用契約者は、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用する他の全ての専用申込者及び専用契約者等との間で当該放送番組に係るトランスポンダの周波数を変更することに合意する旨の書面を当社に提出して頂きます。

(伝送容量係数の変更の請求等)

第23条 専用契約者は、専用契約に定める伝送容量係数の変更の請求ができます。ただし、伝送容量係数の変更にあたっては、同時に衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダの周波数及びデジタル符号化装置等の据え付け場所を変更していただくことがあります。

- 2 専用契約者は、放送番組の追加のために伝送容量係数の合計値の変更を請求するときは、その変更請求の日から起算して6ヶ月以内の日をその放送番組の放送開始希望日たる変更実施希望日としていただきます。

- 3 専用契約者は、放送番組の数を減らすために伝送容量係数の合計値の変更を請求するときは、放送番組の数を減らす日の前日までにこれを行っていただきます。
- 4 統計多重方式を選択した専用契約者が、その統計多重方式を利用した放送番組に係る伝送容量係数の変更の請求をするときは、専用契約者は、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用する他の全ての専用申込者及び専用契約者等との間で当該放送番組の数を変更することに合意する旨の書面を当社に提出して頂きます。

(統計多重方式に関する事項の変更の請求等)

第24条 専用契約者は、統計多重方式に関する事項の変更の請求ができます。専用契約者がこの変更を行う場合には、当社に対してその旨請求していただきます。ただし、この変更にあたり、同時に衛星役務利用専用サービスの提供に係るトランスポンダの周波数、伝送容量係数またはデジタル符号化装置等の据え付け場所を変更していただくことがあります。

- 2 前項の規定に基づく変更の請求にあたり、統計多重方式を新たに選択する専用契約者は、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる全ての専用申込者及び専用契約者等との間で、互いに統計多重方式を選択することに合意する旨の書面を当社に提出していただきます。
- 3 第1項の規定に基づく変更の請求にあたり、統計多重方式の選択を中止する専用契約者は、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式の使用を選択している全ての専用申込者及び専用契約者等との間で、専用契約者が統計多重方式の選択を中止することに合意する旨の書面を当社に提出していただきます。

(利用開始予定日等の変更の請求)

第25条 専用契約者は、利用開始予定日の変更の請求ができます。ただし、利用開始予定日の延期については、当初の利用開始予定日から起算して2か月以内とさせていただきます。

- 2 専用契約者は、第21条(放送番組の数の変更の請求等)第3項及び第23条(伝送容量係数の変更の請求等)第2項の規定に基づく放送番組ごとの放送開始予定日の変更の請求ができます。ただし、当該変更に係る放送番組の放送開始日の延期については、変更に係る放送番組の当初の放送開始予定日から起算して2か月以内の日としていただきます。

(利用期間の変更の請求の禁止)

第26条 専用契約者は、利用期間の延長または短縮の請求はできません。

(専用契約の地球局設備等の変更の請求の禁止)

第27条 専用契約者は、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る地球局設備並びにデジタル符号化装置等の据え付け場所の変更の請求はできません。

(変更の請求に対する承諾等)

- 第28条 専用契約者は、第18条(伝送方式の変更の請求等)から第25条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に基づいて専用契約の変更を請求するときは、変更請求の対象に係る専用契約事項及び変更実施希望日等を記載した当社所定の専用契約変更請求書を当社に提出していただきます。その場合において、専用契約者は、第16条(電気通信役務利用放送業務に係る登録の申請等)第1項に規定する登録申請書の記載事項に変更がある場合にはその変更に係る準備書面を同時に当社に提出していただきます。
- 2 専用契約者は、第20条(人工衛星の変更の請求等)第1項の規定に基づく人工衛星の変更の請求にあたっては、前項の専用契約変更請求書に他の専用契約者との人工衛星の変更に係る合意を証明する書類を提出していただきます。

- 3 専用契約者は、第1項の変更の請求に伴いデジタル符号化装置等運用者との契約事項に変更がある場合には、変更内容に関する当該デジタル符号化装置等運用者の承諾を証明する書類を添付していただきます。
- 4 当社は、第1項の規定に基づき専用契約の変更の請求があったときは、第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて、変更実施日を指定し承諾書を交付することにより承諾します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。
 - (1) 第34条(当社が行う専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)、第35条(当社が行う専用契約の伝送容量係数の変更の請求等)、第36条(専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定の変更等)の規定に基づく当社の変更の請求を専用契約者が承諾しない場合
 - (2) 第21条(放送番組の数の変更の請求等)、第22条(専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)、第23条(伝送容量係数の変更の請求等)または第24条(統計多重方式に関する事項の変更の請求等)の規定に基づき、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用する他の全ての専用申込者及び専用契約者等との間で当該放送番組の契約内容を変更することに合意がなされていない場合

(電気通信役務利用放送事業登録の変更申請等)

- 第29条 第28条(変更の請求に対する承諾等)第4項の規定に基づき当社が承諾することにより専用契約事項に変更が生じる場合であって、当該変更が、役務利用放送法の規定に基づく変更登録の事由に該当するときは、専用契約者は、専用契約者の責任と負担により、第28条(変更の請求に対する承諾等)第4項の規定に基づく当社の承諾後、速やかに役務利用放送法の規定に基づく変更登録に係る申請書(添付される申請書を含みます。以下「変更登録申請書」といいます。)を総務大臣に提出していただきます。
- 2 専用契約者は、前項の申請にあたっては、第28条(変更の請求に対する承諾等)の規定に基づく変更後の専用契約事項による変更登録申請書を総務大臣に提出していただきます。
 - 3 専用契約者は、前2項に基づき申請書の提出を行い総務大臣から変更登録する旨の通知を受領した場合、受理された変更登録申請書の写し及び総務大臣より交付を受けた変更登録の通知(以下「変更登録通知」といいます。)の写しを当社に提出していただきます。また、専用契約者が前2項の申請を行った結果、総務大臣から変更登録を拒否した旨の通知を受領した場合は、その通知の写しを当社に提出していただきます。
 - 4 専用契約者は、変更登録申請書以外に総務大臣に電気通信役務利用放送の業務に係る書面を提出した場合には、その写しを当社に提出していただきます。(施行規則第2条第2号に規定される有線役務利用放送の業務に係る変更登録申請書を含みます。)

(専用契約の変更の発効等)

- 第30条 第28条(変更の請求に対する承諾等)の専用契約事項の変更は、次の各号のいずれにも該当しない場合にのみ有効とし、各号の一に該当する事由がある場合にはその時をもって無効とし、また、専用契約は変更がなかったものとして取り扱われるものとします。
- (1) 変更後の専用契約事項が総務大臣より変更通知を受けた専用契約者の変更登録申請書の記載事項と異なるとき。
 - (2) 専用契約者の変更登録申請書に記載された事項が、当社が指定した事項及び専用契約者が専用申込時に当社に提出した資料の記載と異なることによって、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるおそれがあるとき。
 - (3) 専用契約者が役務利用放送法の規定に基づく総務大臣の変更登録を第28条(変更の請求に対する承諾等)第4項の規定に基づき承諾書に指定される変更実施日までを受けていないとき。
 - (4) 総務大臣が、専用契約者が行った役務利用放送法の規定に基づく変更登録に係る申請に対しその変更登録を拒否したとき。

- (5) 専用契約の変更が第21条(放送番組の数の変更の請求等)、第23条(伝送容量係数の変更の請求等)または第24条(統計多重方式に関する事項の変更の請求等)の規定に基づく伝送容量係数の変更起因する場合であって、専用契約者が行った電気通信役務利用放送の業務に係る変更登録申請書の提出後、当社が指定する期日までに追加保証金を支払わないとき。
 - (6) その他衛星役務利用放送専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 当社は、前項各号の一に該当する事由が存在するため専用契約の変更が無効となる場合、または、前項各号に該当する事由が存在しないため変更された専用契約が有効に存続する場合のいずれの場合についても、書面でその旨を専用契約者に通知します。
 - 3 専用契約者は、第15条(専用申込の承諾等)第2項第(8)号に規定する細則1への適合性に影響を与える変更を加えようとするときは、あらかじめ当社に請求し当社の承諾を得るものとします。

第3節 当社が行う専用契約の変更

(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)

- 第31条 当社は、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により衛星役務利用放送専用サービスを提供できない場合で、専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によって衛星役務利用放送専用サービスを提供できるときは、専用契約者にその旨書面で通知します。
- 2 専用契約者は、前項の規定に基づく当社からの通知を受領後、専用契約の変更を承諾できるときは、速やかにその旨を当社に書面にて通知していただき、同時に変更登録申請書を総務大臣に提出していただきます。
 - 3 当社は、総務大臣が前項の変更登録申請書に基づき変更登録をした日をもって専用契約を変更します。
 - 4 専用契約者は、第1項の規定に基づく専用契約の変更を承諾できないときは、第1項の通知受領後60日以内にその旨当社に書面で通知していただきます。当社は、60日以内にその通知がないときは、専用契約者が第1項の規定に基づく専用契約の変更を承諾しなかったものとみなします。

(当社が行う専用契約者の人工衛星の変更の請求等)

- 第32条 当社は、専用契約者が第18条(伝送方式の変更の請求等)の規定に基づき専用契約の変更の請求をしたときは、専用契約者に対し専用契約の人工衛星の変更の請求を書面にて行うことができることとします。
- 2 当社は、専用契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、専用契約の人工衛星の変更を書面にて通知します。専用契約者は、その通知受領後、速やかに変更登録申請書を総務大臣に提出していただきます。
 - 3 専用契約者は、前項の当社との協議を拒めません。

(当社が行う専用契約者の放送番組の数の変更の請求等)

- 第33条 当社は、専用契約者が第20条(人工衛星の変更の請求等)の規定に基づき専用契約の変更の請求をしたときは、専用契約者に対し放送番組の数の変更の請求を書面にて行うことができることとします。
- 2 当社は、専用契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、放送番組の数の変更を書面にて通知します。
 - 3 専用契約者は、前項の変更について当社との協議を拒めません。

(当社が行う専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)

第34条 当社は、専用契約者が第18条(伝送方式の変更の請求等)、第19条(品目の変更の請求等)、第20条(人工衛星の変更の請求等)、第21条(放送番組の数の変更の請求等)、第23条(伝送容量係数の変更の請求等)及び第24条(統計多重方式に関する事項の変更の請求等)の規定に基づき専用契約の変更の請求をしたとき、またはトランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、専用契約者に対し専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求を書面にて行うことができることとします。

- 2 当社は、専用契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、専用契約のトランスポンダの周波数の変更を書面にて通知します。専用契約者は、その通知受領後、速やかに変更登録申請書を総務大臣に提出していただきます。
- 3 専用契約者は、前項の当社との協議を拒めません。

(当社が行う専用契約の伝送容量係数の変更の請求等)

第35条 当社は、専用契約者が第18条(伝送方式の変更の請求等)、第19条(品目の変更の請求等)、第20条(人工衛星の変更の請求等)、第21条(放送番組の数の変更の請求等)、第22条(専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)及び第24条(統計多重方式に関する事項の変更の請求等)の規定に基づき専用契約の変更の請求をしたとき、またはトランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、専用契約者に対し伝送容量係数の変更の請求を書面にて行うことができることとします。

- 2 当社は、専用契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、伝送容量係数の変更を書面にて通知します。専用契約者は、その通知受領後、速やかに変更登録申請書を総務大臣に提出していただきます。
- 3 専用契約者は、前項の変更について当社との協議を拒めません。

(専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定の変更等)

第36条 当社は、専用契約者が第18条(伝送方式の変更の請求等)から第24条(統計多重方式に関する事項の変更の請求等)までの規定に基づき専用契約の変更の請求をしたときは、専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定を変更できることとします。その場合は、当社は、デジタル符号化装置等の据え付け場所を変更する日(以下「据え付け場所変更日」といいます。)を定め、新たなデジタル符号化装置等の据え付け場所及びデジタル符号化装置等の据え付け場所変更日を記載した当社所定のデジタル符号化装置等変更通知書を専用契約者に通知します。

- 2 当社は、トランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定を変更できることとします。その場合は、当社は、デジタル符号化装置等の据え付け場所変更日を定め、新たなデジタル符号化装置等の据え付け場所及びデジタル符号化装置等の据え付け場所変更日を記載した当社所定のデジタル符号化装置等変更通知書を、デジタル符号化装置等の据え付け場所変更日の3ヶ月前までに専用契約者に通知します。
- 3 専用契約者は、前2項に規定するデジタル符号化装置等の据え付け場所変更日までに、デジタル符号化装置等の据え付け場所を専用契約者の責任と負担により変更していただきます。

第4節 衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日等

(衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日等)

第37条 衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日は、専用契約者が役務利用放送法の規定に基づき総務大臣に届け出る電気通信役務利用放送の業務の開始日にかかわらず、専用契約に定めた利用開始予定日とします。

- 2 各放送番組の放送開始日は、専用契約者による放送開始の有無にかかわらず放送開始予定日とします。

第5節 衛星役務利用放送専用サービスの提供の中止及び停止

(衛星役務利用放送専用サービスの提供の中止)

第38条 当社は、当社の人工衛星及び専用契約に係る地球局設備の保守もしくは工事のため、またはその他緊急やむを得ないとき、衛星役務利用放送専用サービスの提供を中止します。

2 当社は、前項の規定により人工衛星及び専用契約に係る地球局設備の保守または工事のために衛星役務利用放送専用サービスの提供を中止するときは、緊急やむを得ないときを除き、中止する日の60日前までに、その旨を専用契約者に通知します。

(衛星役務利用放送専用サービスの提供の停止)

第39条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合には、衛星役務利用放送専用サービスの提供を停止することができることとします。

- (1) 法令に基づく処分等を受けたとき。
 - (2) 専用契約の規定により支払うべき料金その他の債務等のいずれかについて、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わなかったとき。
 - (3) 第57条(地球局設備等の維持及び管理)の規定に違反したとき。
 - (4) 第58条(人工衛星局または地球局の検査及び点検等)第2項の規定に違反して、当社の検査、点検またはテスト及び立合いを拒んだとき。
 - (5) 衛星役務利用放送専用サービスの利用に係るデジタル符号化装置等に関し、技術条件を遵守しないとき。
 - (6) 第8条(地球局設備等の据付け等)第6項の規定に関連して、デジタル符号化装置等運用者のなす行為が第(3)号から前号までのいずれかに該当したとき。
 - (7) 専用契約者が行う衛星役務利用放送が細則1(専用契約者が行う電気通信役務利用放送の放送に係る当社の承諾基準)に適合しないことが明らかであるとき、または、専用契約者が行う衛星役務利用放送に関して明確に法令に違反するおそれがあるとき
- 2 当社は、前項の規定により衛星役務利用放送専用サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日時及び期間を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6節 専用契約の解除

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第40条 専用契約者は、当社から専用契約者の責に帰しえない事由に基づき衛星役務利用放送専用サービスの提供開始が専用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知を受けたときは、通知受領後60日以内に当社所定の専用契約解除通知書を提出することによって、専用契約を解除することができます。その場合には、専用契約者は、専用契約者の責任と負担により総務大臣に電気通信役務利用放送の業務の廃止を届け出ていただきます。その場合の電気通信役務利用放送の業務の廃止の日は、専用契約の解除の日と同じ日としていただきます。

- 2 専用契約者は、専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービスの料金の額が料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の料金表の実施期日またはその実施期日以降の日を専用契約の解除の日として、通知受領後90日以内に当社所定の専用契約解除通知書を提出することによって、専用契約を解除することができます。ただし、専用契約の解除の日を過去に遡って定めることはできません。専用契約者は、当社への専用契約の解除の通知と同時に、専用契約者の責任と負担により総務大臣に電気通信役務利用放送の業務の廃止を届け出ていただきます。その場合の電気通信役務利用放送の業務の廃止の日は、専用契約の解除の日と同じ日としていただきます。
- 3 専用契約者は、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、通知受領後90日以内に当社所定の専用契約解除通知書を提出することによって、専用契約を解除することができます。専用契約者は、当社への専用契約の解除の通知と同時に、専用契約者の責任と負担により総務大臣に電気通信役務利用放送の業務の廃止を届け出ていただきます。その場合の電気通信役務利用放送の業務の廃止の日は、専用契約の解除の日と同じ日としていただきます。
- 4 専用契約者は、前3項に定める事由以外の事由によっても専用契約を解除することができます。その場合には、専用契約者は、当社所定の専用契約解除通知書に専用契約の解除の理由及び専用契約の解除の日を記載の上、当社に提出していただきます。ただし、その場合の専用契約の解除の日は、専用契約解除通知書提出の日の翌日以降としていただきます。専用契約者は、当社への専用契約の解除の通知と同時に、専用契約者の責任と負担により総務大臣に電気通信役務利用放送の業務の廃止を届け出ていただきます。その場合の電気通信役務利用放送の業務の廃止の日は、専用契約の解除の日と同じ日としていただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第41条 当社は、次のいずれかの場合には、専用契約を解除することができることとします。

- (1) 専用契約者の電気通信役務利用放送の業務に係る総務大臣の登録が取消されたとき。
- (2) 第39条(衛星役務利用放送専用サービスの提供の停止)第1項の規定に基づき衛星役務利用放送専用サービスの提供を停止した場合で、専用契約者が、相当の期間を定めてその事実を解消するよう催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 専用契約者が契約約款の規定により支払うべき料金その他の債務等のいずれかについて、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を書面で行ったにもかかわらず、当該債務等を支払わなかったとき。
- (4) 衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、専用契約者が第31条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)第4項の規定に基づき専用契約の変更を承諾しない旨を当社に通知したとき若しくは60日以内にその通知を行わなかったとき、または専用契約者が第31条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)第2項の規定に基づく役務利用放送法上の手続きをおこなわなかったとき。
- (5) 衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても専用契約で定めた専用契約事項による衛星役務利用放送専用サービスの提供ができず、かつ専用契約で定めた専用契約事項と異なる専用契約事項による衛星役務利用放送専用サービスの提供もできないとき。
- (6) その他やむを得ない事由(ストライキ、ロックアウト、暴動、革命、震災、噴火、爆発、火災、水害、流行病、戦争、労働力または動力もしくは燃料の不足、日本国の法令の改廃または制定、日本国政府の命令または当社が管理できないその他の事情とします。)により衛星役務利用放送専用サービスの提供ができないとき。

- 2 当社は、前項第(2)号から第(4)号までのいずれかの規定により専用契約を解除するときは、専用契約者に専用契約を解除する理由及び専用契約の解除の日を記載した当社所定の書面にて通知しますが、前項第(1)号、(5)号または第(6)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で通知します。
- 3 当社は、第1項第(2)号の規定にかかわらず、第39条(衛星役務利用放送専用サービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(5)号または第(7)号の規定のいずれかに該当する事実が発生し、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、衛星役務利用放送専用サービスの提供の停止をしないで、専用契約を解除する理由及び専用契約の解除の日を記載した当社所定の書面による通知によって、直ちに専用契約を解除することができます。
- 4 専用契約者は、前3項の規定(第1項第(1)号の場合を除きます。)に基づき当社より専用契約の解除の通知を受領したときは直ちに電気通信役務利用放送の業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。その場合の電気通信役務利用放送の業務の廃止の日は、専用契約の解除の日と同じ日としていただきます。

第7節 専用契約の再契約の申込及び再契約申込の承諾等

(専用契約の再契約申込)

第42条 前条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(3)号の規定に基づき専用契約を解除された専用契約者(以下「被解除者」といいます。)は、次の各号に掲げる全ての条件を満たした場合には、この節の規定に基づき、当社に専用契約の再契約(以下「専用再契約」といいます。)を申し込むことができます。

- (1) 前条(当社が行う専用契約の解除)第4項の規定に拘わらず、被解除者自ら、専用契約の解除の日以降、専用再契約の申込みの日まで電気通信役務利用放送の業務の廃止を総務大臣に届け出ていないこと。
 - (2) 総務大臣が、専用契約の解除の日以降、専用再契約の申込みの日までに被解除者の電気通信役務利用放送の業務の登録を取り消していないこと。
 - (3) 被解除者が、専用契約の解除の日以前に契約約款の規定により支払いを要するにも拘わらず未だ支払っていない料金(その延滞利息を含みます。)を専用契約の解除の日以降、専用再契約の申込みの日までに当社が受領していること。
- 2 前項の規定に基づき、被解除者が専用再契約を申し込むことができる期間は、前条(当社が行う専用契約の解除)の規定に基づき当社が通知した専用契約の解除の日を起算日として6か月を超えない日までとします。

(専用再契約の申込の方法)

第43条 被解除者は、専用再契約の申込にあたっては、次に掲げる事項(以下「専用再契約申込事項」といいます。)を記載した当社所定の専用再契約申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 氏名(被解除者が法人または団体の場合は名称及び代表者氏名)
- (2) 前号の者の住所(被解除者が外国法人等であって、その者が当社との連絡・調整にあてるために日本国内に代理人等を指定している場合には、その代理人等の氏名及び住所も併記していただきます。)
- (3) 被解除者が法人の場合は、その経営形態及び資本または出資の額(被解除者が団体の場合はそれに準じるもの。次号において同じとします。)
- (4) 被解除者が法人の場合は、主な出資者及びその出資の額並びに議決権の数
- (5) デジタル符号化装置等の運用方法及びその運用を他の者に委託するときはデジタル符号化装置等運用者の氏名。
- (6) 伝送方式(専用契約の解除時と同じ種別としていただきます。)
- (7) 品目(専用契約解除時と同じ種別としていただきます。)

- (8) 人工衛星(専用契約解除時と同じ種別としていただきます。)
 - (9) 放送番組の数(申し込む放送番組の数は、専用契約解除時と同じ放送番組の数としていただきます。)
 - (10) 伝送容量係数(申し込む伝送容量係数は、専用契約解除時と同じ伝送容量係数としていただきます。)
 - (11) 統計多重に関する事項
 - (12) 再利用開始希望日(複数の放送番組を申し込むときは、それぞれの放送番組の放送開始を希望する日(以下「放送再開希望日」といいます。))を申し込んでいただきます。)
 - (13) 当社が発行した専用契約の解除通知書の写し
 - (14) その他専用再契約の申込の内容を特定するための事項
- 2 前項第(11)号において、被解除者が統計多重方式を使用することを選択した場合、被解除者が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての専用申込者及び専用契約者等との間で、専用契約の申込の時点において互いにその統計多重方式を選択することに合意する旨を書面に提出していただきます。

(専用再契約の申込の承諾等)

- 第44条 当社は、専用再契約の申込を承諾するときは、伝送方式、人工衛星、放送番組の数、伝送容量係数、再利用開始日を指定した専用再契約申込確認事項、第51条(再契約保証金等の支払義務等)の規定に基づく再契約保証金の額及び再契約保証金の支払期日を当社所定の書面で被解除者に通知します。
- 2 当社は、前項の規定に基づく再契約保証金を受領したときは、前項の専用再契約の申込確認事項を記載した当社所定の専用再契約書の取り交わしをもって専用再契約の申込を承諾します。
- 3 前項の規定に拘わらず、次のいずれかの場合には、当社は、専用再契約の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 専用再契約の申込のあった人工衛星の運用を中止もしくは停止、または人工衛星が存在しないとき。
 - (2) 専用再契約の申込のあった衛星役務利用放送専用サービスを提供するために使用するトランスポンダ、未利用伝送容量、または地球局設備が無いとき。
 - (3) 被解除者または被解除者の役員もしくは主な出資者が、衛星役務利用放送専用サービスの料金(契約約款の規定により支払いを要することとなった衛星役務利用放送専用サービスの料金以外の債務等を含みます。)の支払いを現に怠り、または債務超過に陥っている場合等怠るおそれがあるとき。
 - (4) 被解除者または被解除者の役員もしくは主な出資者が、当社が提供する他のサービスの料金またはその他の債務等の支払いを現に怠り、または債務超過に陥っている場合等怠るおそれがあるとき。
 - (5) 当社の調査により、事業収支見積りが達成困難と認められるとき。
 - (6) 専用再契約の申込書またはその添付書類の重要な部分に事実と異なる記載が認められるとき。
 - (7) 被解除者が行う衛星役務利用放送に関して明確に法令に違反するおそれがあるとき。
 - (8) 前号のほか、被解除者が行う衛星役務利用放送が細則1(専用契約者が行う電気通信役務利用放送の放送に係る当社の承諾基準)に適合しないことが明らかであるとき。
 - (9) 被解除者が外国法人等である場合であって、当該外国法人等が日本国内に当社との連絡・調整等に当たる代理人等を指定しない為に、衛星役務利用放送専用サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (10) 当社の調査により、資金計画または資金調達の方法が事実と異なることが判明したとき。
 - (11) 被解除者が再契約保証金を支払わなかったとき。
 - (12) 被解除者が、同一トランスポンダにおいて他の専用申込者及び専用契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合において、被解除者が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての専用申込者及び専用契約者等との間で、専用再契約の申込の時点において互いにその統計多重方式を選択することに合意していないとき、またはその合意をする見込みのないとき。
 - (13) その他専用再契約の申込を承諾することが、衛星役務利用放送専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(専用再契約の取扱等)

第45条 当社は前条(専用再契約の申込の承諾等)第2項の規定に基づき承諾した専用再契約を再利用開始日から再利用開始日を起算日として2年が経過した日(以下「再利用期間終了日」といいます。)まで適用し、それ以降は再利用期間終了日の翌日を第13条(利用期間)に定める利用開始日とし、専用契約と同等の取り扱いとします。

2 当社は、前条(専用再契約の申込の承諾等)第2項の規定に基づき承諾した専用再契約については、第5条(提供範囲)から第9条(人工衛星局等の無線局免許の申請等)の規定、本章第2節(専用契約者が行う専用契約の変更の請求等)から第6節(専用契約の解除)の規定及び第5章(料金等)から第8章(その他の提供条件)の規定に準じて取り扱います。

3 前項の規定に拘わらず、前条第2項に定める専用再契約を当社と締結している者(以下「専用再契約者」といいます。)は、前条(専用再契約の申込の承諾等)第1項の規定に基づき当社が指定した再利用開始日の変更の請求はできません。

第5章 料金等

第1節 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第46条 当社が提供する衛星役務利用放送専用サービスの料金は、料金表に規定する衛星役務利用放送専用料とします。

- この契約約款において、衛星役務利用放送専用料とは、料金表通則第3項(消費税相当額の加算)の規定により、料金表第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定する額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額を意味するものとします。
- 衛星役務利用放送専用サービスの利用に係る専用契約者のデジタル符号化装置等の工事、維持、運用に係る一切の費用は、専用契約者の負担とします。

第2節 料金等の支払義務

(衛星役務利用放送専用料の支払義務)

第47条 専用契約者は、衛星役務利用放送専用サービスに係る放送が行われているか否かにかかわらず、専用契約に基づき衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日から利用期間終了日までの期間または専用契約の解除により専用契約が終了した日までの期間(衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日と専用契約が終了した日が同一の日である場合は、その日)について、料金表に規定する衛星役務利用放送専用料を支払っていただきます。

- 専用契約者は、第39条(衛星役務利用放送専用サービスの提供の停止)の規定に基づく衛星役務利用放送専用サービスの提供の停止の期間についても、衛星役務利用放送専用料を支払っていただきます。

(無線局免許取扱手数料の支払義務)

第48条 専用契約者は、当社が第15条(専用申込の承諾等)または第28条(変更の請求に対する承諾等)の規定に基づく承諾のため、当社が第9条(人工衛星局等の無線局免許の申請等)第4項の手続きを行ったときは、料金表第6表(無線局免許取扱手数料)の規定に基づく無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第49条 当社が、第38条(衛星役務利用放送専用サービスの提供の中止)の規定に基づき衛星役務利用放送専用サービスの提供を中止した場合で、暦月中における利用中止時間の累計が12時間以上となったときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する衛星役務利用放送専用料の支払いは要しません。

- 専用契約者は、専用契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、または専用契約者の責に帰し得ない事由による専用契約に係る地球局設備の使用不能(激しい降雨、アップリンクの電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により衛星役務利用放送専用サービスを全く利用できない状態となった場合で、その利用できなかった時間(そのことを当社が知った時刻から起算した時間とします。以下「利用不可時間」といいます。)の暦月中における累計(前項の利用中止時間は除きます。)が12時間以上となったときは、その時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する衛星役務利用放送専用料の支払いは要しません。

- 3 当社は、前項における暦月中の利用不可時間の累計にあたっては、第1項の利用中止時間を前項の利用不可時間に加算しません。
- 4 専用契約者は、第1項及び第2項の規定に基づく場合のほかは衛星役務利用放送専用料の支払いを要します。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた衛星役務利用放送専用料が既に支払われているときは、その衛星役務利用放送専用料を返還します。ただし、返還される衛星役務利用放送専用料に対しては利息を付しません。

(保証金の支払義務等)

第50条 専用契約者は、第16条(電気通信役務利用放送業務に係る登録の申請等)第2項の規定に基づく登録通知を受領したときは、料金表第2表(保証金)の規定に基づく保証金を支払っていただきます。

- 2 当社は、支払われた保証金を専用契約者が契約約款の規定に基づき支払うべき料金等の債務に充当することができることとします。また、専用契約者は、支払った保証金を自ら料金等の債務に充当することはできません。
- 3 当社は、前項の規定に基づき支払われた保証金を専用契約者が支払うべき料金等の債務に充当したときは、その旨専用契約者に通知します。
- 4 専用契約者は、専用契約者が次の何れかに該当することにより、当社から保証金の残高がある旨の通知を受けたときは、当社所定の保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、支払済の保証金の残額の返還を請求できます。
 - (1) 利用開始日を起算日として当該専用契約に係る利用期間(専用契約の更新により継続されるものを含みます。)が10年を経過した日以降に到来する利用期間終了日(以下「10年経過以降終了日」といいます。)を迎え、かつ、10年経過以降終了日後も当該専用契約の更新により利用を継続する場合
 - (2) 専用契約を終了させた場合、または専用契約を解除された場合
- 5 当社は、専用契約者が保証金残額返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、専用契約者が保証金残額返還請求書で指定した銀行口座に保証金残額相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する保証金残額相当額に対して利息を付しません。
- 6 当社は、第53条(衛星役務利用放送専用サービスの解除料の支払義務等)第6項または第7項の規定に基づき解除料の支払いを猶予する場合であり、かつ保証金残額があるときには、第53条(衛星役務利用放送専用サービスの解除料の支払義務等)第6項または第7項の規定に基づき解除料全額が免除されるまでの期間は保証金残額を返還しません。

(再契約保証金等の支払義務等)

第51条 被解除者は、第44条(専用再契約の申込の承諾等)第1項の規定に基づき当社より通知を受領したときは、当該通知受領後5日以内に料金表第4表(再契約保証金等)第1(再契約保証金)の規定に基づく再契約保証金(以下「再契約保証金」といいます。)を支払っていただきます。

- 2 当社は、前項の規定に基づき被解除者が当社に対し支払った再契約保証金については前条(保証金の支払義務等)の規定に準じて取り扱います。
- 3 前項の規定に拘らず、第53条(衛星役務利用放送専用サービスの解除料の支払義務等)第6項または第7項の規定に基づき解除料が免除されなかったときには、被解除者は直ちに当該解除料を当社に対し支払うものとし、当社は、再契約保証金を当該解除料に充当することができることとします。

(追加保証金の支払義務等)

第52条 専用契約者は、第23条(伝送容量係数の変更の請求等)第2項の規定に基づき、放送番組の追加のために伝送容量係数の合計値の変更(増加に限ります。)を当社に請求し、当社から第28条(変更の請求に対する承諾等)第4項の規定に基づく承諾書を受領し、かつ、第29条(電気通信役務利用放送事業登録の変更申請等)第3項の規定に基づく総務大臣からの変更登録通知が完了したときは、料金表第3表(追加保証金)の規定に基づく追加保証金を支払っていただきます。

2 当社は前項の規定に拘らず、利用開始日を起算日として10年が経過した専用契約者に対しては、料金表第3表(追加保証金)の規定に基づく追加保証金の支払を猶予することができることとします。

3 専用契約者は、専用契約者が次の何れかに該当することにより当社から追加保証金の残高がある旨の通知を受けたときは、当社所定の追加保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、当該支払済の追加保証金の残額の返還を請求できます。

(1) 10年経過以降終了日を迎え、かつ、10年経過以降終了日後も当該専用契約の更新により利用を継続する場合

(2) 第23条(伝送容量係数の変更の請求等)第3項の規定に基づき、放送番組の数を削減するために伝送容量係数の合計値の変更(削減に限ります。)を当社に請求し、第28条(変更の請求に対する承諾等)第4項の規定に基づく承諾書を受領し、かつ、第29条(電気通信役務利用放送事業登録の変更申請等)第3項の規定に基づく総務大臣からの変更登録通知の写しを当社に提出した場合

(3) 専用契約を終了させた場合、または専用契約を解除された場合

4 当社は、専用契約者が追加保証金残額返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、専用契約者が追加保証金残額返還請求書で指定した銀行口座に追加保証金残額相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する追加保証金残額相当額に対して利息を付しません

5 当社は、専用契約者が第28条(変更の請求に対する承諾等)第4項の規定に基づき当社が指定した変更実施日以降、支払われた追加保証金を専用契約者が契約約款の規定に基づき支払うべき料金等の債務に充当することができることとします。また、専用契約者は、支払った追加保証金を自ら料金等の債務に充当することはできません。

6 当社は、前項の規定に基づき支払われた追加保証金を専用契約者が支払うべき料金等の債務に充当するときは、その旨専用契約者に通知します。

(衛星役務利用放送専用サービスの解除料の支払義務等)

第53条 専用契約者は、衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日の6ヶ月前の日の翌日から利用開始日の前日までの日に、当社が第41条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号もしくは第3項の規定に基づき専用契約を解除したときは、料金表第5表(解除料)第1(利用開始日の前日までの解除料)に規定する衛星役務利用放送専用サービスの解除料(以下「解除料」といいます。)を支払っていただきます。

2 専用契約者は、衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日以降に、当社が第41条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号、第(2)号もしくは第(3)号または第3項の規定に基づき専用契約を解除したときは、料金表第5表(解除料)第2(利用開始日以降に当社が専用契約を解除する場合の解除料)に規定する解除料を支払っていただきます。

3 専用契約者は、衛星役務利用放送専用サービスの利用開始日以降に、専用契約者が第40条(専用契約者が行う専用契約の解除)第4項の規定に基づく専用契約の解除と同時に専用契約者の費用と負担により電気通信役務利用放送の業務の廃止を総務大臣に届け出る場合は、料金表第5表第3(利用開始日以降に専用契約者が専用契約を解除する場合の解除料)に規定する解除料を支払っていただきます。また、専用契約者が第40条(専用契約者が行う専用契約の解除)第4項の規定に基づく専用契約の解除と同時に電気通信役務利用放送の業務の廃止を総務大臣に届け出ない場合は、料金表第5表第2(利用開始日以降に当社が専用契約を解除する場合の解除料)に規定する解除料を支払っていただきます。

- 4 前3項の規定にかかわらず、専用契約者は、当該専用契約者と異なる専用申込者または専用契約者(当該専用契約者との事前の合意により専用契約者の放送を継続するために、この契約約款の規定に基づく当社の専用申込の承諾または専用契約の変更の承諾を得て、総務大臣から電気通信役務利用放送の業務の登録を受けた専用申込者または専用契約者に限ります。)が次の各号に掲げる全ての条件を満たした専用契約または専用契約の変更を当社に申し込み、当該専用契約者の専用契約解除通知書の提出の日から専用契約の解除の日までの間に当社がその申込みを承諾した場合に限って、料金表第5表(解除料)の解除料の支払いは要しません。
- (1) 利用開始予定日が当社に通知された専用契約の解除の日の翌日であること。
 - (2) 伝送方式、品目、人工衛星、放送番組の数、周波数及び伝送容量係数が、当社が解除の通知を受けた専用契約と同一であること。
 - (3) 前号の各事項により、当社の衛星役務利用放送サービスの提供を受けることについて総務大臣の登録が必要となる場合には、それを得ていること。
 - (4) 前号を証する書類を当社に提出すること。
- 5 第40条(専用契約者が行う専用契約の解除)または第41条(当社が行う専用契約の解除)の規定に基づき専用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金を専用契約者に返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。
- 6 当社は第2項の規定に拘わらず、第44条(専用再契約の申込の承諾等)第2項の規定に基づき専用再契約書を取り交わしたときは、被解除者が第2項の規定により支払うべき解除料の支払を猶予することができることとし、専用再契約者が再利用開始日以降に支払った衛星役務利用放送専用料の総額が、当社が支払を猶予した解除料の額を超えたときに限って、解除料の全額を免除できることとします。そのときは、当社はその旨を専用再契約者に当社所定の書面で通知します。
- 7 当社は、被解除者がこの契約約款の規定に基づき当社より請求を受けた解除料の全部又は一部を既に支払っている場合であって、当社が第44条(専用再契約の申込の承諾等)第2項の規定に基づき専用再契約書を取り交わしたときは、専用契約者が再利用開始日以降支払った衛星役務利用放送専用料の総額が、当社が支払を猶予した解除料の額の合計額から既に支払われた解除料を控除した額を超えたときに限って、解除料の全額を免除できることとします。そのときは、当社はその旨を専用再契約者に当社所定の書面で通知し、当該通知日の属する月の翌月末までに専用再契約者が指定する銀行口座への振込み入金により既に支払われた解除料相当額を返還します。ただし、返還する解除料相当額に対しては利息を付しません。
- 8 専用再契約者が第6項または第7項の規定に基づいて解除料の支払が免除される前に、専用再契約者の責に帰す事由により解除された場合は、専用再契約者は直ちに当該解除料を当社に対し支払うこととします。また、専用再契約者は、第2項の規定に従い、専用再契約の解除により負担する解除料を支払うこととします。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第54条 専用契約者は、料金その他の債務の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金とし、消費税相当額を加算して、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより、支払っていただきます。

(延滞利息)

第55条 専用契約者は、料金その他の債務等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

第4節 料金等の一括払い

(料金前払いに伴う料金の減額)

第56条 専用契約者は、専用契約の利用期間内(第13条(利用期間)の規定に基づく専用契約の更新後の利用期間を含みます。)に限り、衛星役務利用放送専用料について当該月分を含む6か月以上の複数月分(整数に限ります。)の料金を一時に前払いすることができます。

ただし、当該月分の衛星役務利用放送専用料が日割によるものであるとき、また専用契約者が衛星役務利用放送専用料その他の債務のいずれかの支払いを現に怠っているときは、この一時払いはできません。

- 2 当社は、専用契約者が前項の規定に基づく一時払いにより衛星役務利用放送専用料を支払う場合は、その衛星役務利用放送専用料を料金表第7表(料金一時払いに伴う割引率)の割引率で減額します。
- 3 一時払いにより衛星役務利用放送専用料が支払われた衛星役務利用放送専用サービスについて、支払いを受けた衛星役務利用放送専用料の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、前項の規定にかかわらず、その衛星役務利用放送専用料の取扱いは次のとおりとします。

区 分	衛星役務利用放送専用料の取扱い	
1 専用契約の変更または料金の改訂等があったとき。	月額で定められている衛星役務利用放送専用料の額が増加したとき。	支払いを受けた衛星役務利用放送専用料の対象期間中の衛星役務利用放送専用料(変更前の衛星役務利用放送専用料及び変更後の衛星役務利用放送専用料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を衛星役務利用放送専用料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた衛星役務利用放送専用料の額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている衛星役務利用放送専用料の額が減少したとき。	支払いを受けた衛星役務利用放送専用料の対象期間中の衛星役務利用放送専用料(変更前の衛星役務利用放送専用料及び変更後の衛星役務利用放送専用料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を衛星役務利用放送専用料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた衛星役務利用放送専用料の額との差額を返還します。ただし、返還される衛星役務利用放送専用料に対しては利息を付しません。
2 専用契約の解除があったとき。		支払いを受けた衛星役務利用放送専用料の額より支払いを受けた衛星役務利用放送専用料の対象期間中の初日から専用契約の解除があった日までの衛星役務利用放送専用料を一時払いがなされなかったものとみなして算定した額を減じた額(正の場合に限ります。)を返還します。ただし、返還される衛星役務利用放送専用料に対しては利息を付しません。

第6章 保守

(地球局設備等の維持及び管理)

- 第57条 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービスを常時支障なく提供することができるよう、当社の責任と負担において専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る地球局設備を維持、管理します。
- 2 当社は、専用契約者の衛星役務利用放送専用サービスの利用に係る地球局設備が滅失または毀損等したときは、当社の責任と負担においてその地球局設備の補充、修繕その他の工事を実施します。
 - 3 専用契約者は、衛星役務利用放送専用サービスを常時支障なく利用することができるよう、専用契約者の責任と負担において衛星役務利用放送専用サービスの利用に係るデジタル符号化装置等を維持、管理していただきます。

(人工衛星局または地球局の検査及び点検等)

- 第58条 当社は、人工衛星局または地球局について電波法及び電波法関連諸規則に基づく検査が行われるとき、または衛星役務利用放送専用サービスまたは当社が人工衛星を使用して他に提供しているその他のサービスの円滑な提供のため、衛星役務利用放送専用サービスの利用に係る地球局の検査、点検またはテストの実施を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。
- 2 専用契約者は、前項の通知があったときは、その検査、点検またはテストを拒めません。
 - 3 第1項の検査、点検またはテストを行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - 4 専用契約者は、第1項の検査、点検またはテストに必要な協力をしていただきます。

(トランスポンダの修理または復旧の順位)

第59条 衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により衛星役務利用放送専用サービスの提供ができない場合において、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る未利用トランスポンダにより衛星役務利用放送専用サービスの提供が可能なおと、もしくは、そのトランスポンダ以外の衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダの未利用伝送容量により衛星役務利用放送専用サービスの提供が可能なおときは、未利用トランスポンダまたは未利用伝送容量により衛星役務利用放送専用サービスを提供します。

なお、同時に複数のトランスポンダでトランスポンダ障害が発生し、またはその他やむを得ない事由により衛星役務利用放送専用サービスの提供ができないときは、利用開始日の早い順序で、また、利用開始日が同一の日のおときは契約の順序に従って、トランスポンダごとに修理もしくは復旧、またはそれら障害が発生したトランスポンダ以外の衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダの未利用伝送容量で復旧します。また、当社が別途提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供している委託放送事業者と専用契約者のいずれもが利用するトランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合においては、委託放送事業者、専用契約者の順序に従って当社の提供するサービスを復旧します。

第7章 損害賠償等

(衛星役務利用放送専用サービスの利用開始後の責任の制限)

第60条 当社は、衛星役務利用放送専用サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その衛星役務利用放送専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、専用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、衛星役務利用放送専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該衛星役務利用放送専用サービスに係る料金表第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金の額を専用契約者の被った損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 衛星役務利用放送専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により、第31条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)の規定に基づき専用契約の変更を行う場合であって第1項に該当するときは、衛星役務利用放送専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から第31条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)の規定に基づき専用契約者が当社から専用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限って、前2項の規定を準用して専用契約者の損害を賠償します。
- 4 専用契約者が第31条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)の規定に基づき当社から専用契約の変更の通知を受領した時刻以後の期間については、当社は、前3項の規定にかかわらず、損害賠償の責任を負いません。
- 5 第1項から第3項の場合において、損害賠償の対象となる期間に対応する料金表第1表(衛星役務利用放送専用料)の規定の額の算定にあたっては、料金表通則第6項(月額料金の日割)第(2)号及び第7項(端数処理)の規定に準じて取り扱います。
- 6 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により衛星役務利用放送専用サービスを提供しなかったときは、第2項の規定は適用しません。

(衛星役務利用放送専用サービスの利用開始前の責任の制限)

第61条 当社は、衛星役務利用放送専用サービスの提供の開始が専用契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、専用契約者がこれによって被る損害に対して、一切の賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により衛星役務利用放送専用サービスの提供の開始が遅れた場合はこの限りではありません。

第8章 その他の提供条件

(電波干渉に要する工事等)

- 第62条 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービス提供に係る地球局設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。
- 2 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送専用サービス提供に係る地球局設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要となったときは、必要な工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。
 - 3 当社は、専用契約者が2次分配トランスポンダを利用することによって、衛星役務利用放送専用サービスに係る放送の受信が困難な場合で、電波干渉対策を実施することにより受信が可能となるときは、専用契約者の請求に基づき当社の責任と負担において必要な工事その他の電波干渉対策を実施します。

(放送受信者との関係)

- 第63条 衛星役務利用放送専用サービスに係る放送に関する受信者との契約は、専用契約者の名でその責任と負担において締結し、履行していただきます。衛星役務利用放送専用サービスに係る放送に関する受信者からの問合せ等の対応についても、一切専用契約者に行っていただきます。
- 2 衛星役務利用放送専用サービスに係る放送番組に関する責任は、一切専用契約者に負っていただきます。
 - 3 専用契約者が2次分配トランスポンダを利用した場合で、当社の実施する電波干渉対策によっても放送受信者の受信困難を解消できないことにより放送受信者との放送に関する契約が解除された場合、当社は、専用契約者の請求に基づき放送受信者に対して、その放送受信者が放送を受信するために購入した放送受信機器の代金の金額(放送受信機器が、当該放送の受信機能以外の機能を有する場合は、当該放送の受信機能に相当する部分に限ります。)を限度として、その解除により被った損害を賠償します。

附 則

(実施期日)

第1条 この契約約款は、平成14年3月6日から実施します。

(委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置を本条以下に定めます。

(委託契約の適用)

第3条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(以下「委託約款」といいます。)に基づき委託放送業務にかかる契約(以下「委託契約」といいます。)のうち専用契約を締結している者(委託再契約者は除きます。以下「委託契約者」といいます。)が、次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、当該委託契約者は本附則の定めるところの条件の適用を受けられるものとします。

- (1) 委託契約者が、当社との間で締結している委託契約の契約事項において指定される品目、人工衛星、放送番組の数(これらの用語は委託約款またはこの契約約款において定義される意味と同義とします。)及び料金プラン(委託約款において定義される意味と同義とします。)と同一内容をもってこの契約約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスの専用申込(以下「移行申込」といいます。)を当社に行い両者間において専用契約を締結し、並行して、当該移行申込において指定される衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下「移行予定日」という。)の前日をもって委託契約を解除する旨の書面を提出すること。
 - (2) 前号の移行申込において、移行申込の伝送容量の合計値が委託契約の伝送容量の合計値を下回らないこと。
 - (3) 委託契約者が、移行申込において指定される事項をもって電気通信役務利用放送の業務の登録申請書を総務大臣に提出すること。
 - (4) 委託契約者が移行予定日の前日をもって、その委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ること。
- 2 当社は、前項の移行申込があった場合には、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。
- 3 第1項において指定される利用開始予定日は、契約約款第24条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に拘わらず変更請求できません。
- 4 第3項の移行申込の承諾の後であっても、第1項第(3)号の総務大臣による電気通信役務利用放送の業務に係る登録がなされない場合には、当該承諾及び委託契約の解除は無効とします。

(委託契約の地位の継承)

第4条 前条の手続きが完了した専用契約者(以下「移行契約者」といいます。)は、この契約約款の規定にかかわらず次条以降の適用を受けるものとします。本附則及び料金表附則に記載のない事項は本契約約款の規定が適用されます。

(トランスポンダの修理または復旧の順位に係る措置)

第5条 契約約款第56条(トランスポンダの修理または復旧の順位)において、移行契約者の利用開始日及び契約締結日は、それぞれ移行契約者が当社との間で締結した委託契約における利用開始日及び契約締結日と同一の日として取扱います。

(料金表の適用に係る措置)

第6条 移行契約者の支払うべきこととなる衛星役務利用放送専用料は、移行契約者が当社との間で締結した委託契約の契約締結日または契約変更日の時期に従い料金表附則第2条(平成12年8月1日以前に当社と委託契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの専用契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)または第3条(平成12年8月1日以降に当社と委託契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの専用契約者乃至平成12年8月1日からこの料金表の実施期日までの間に料金プラン変更実施日が到来した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの変動型専用契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)の適用を受けます。当該契約締結日または契約変更日は専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(利用期間に係る措置)

第7条 契約約款第13条第13条(利用期間)の規定にかかわらず、移行契約者の専用契約における利用期間については、本附則第3条(委託契約の適用)に定める移行予定日を起算日たる利用開始日とし、移行契約者が当社との間で締結した委託契約に基づく利用期間終了日を利用期間の終了日とし、専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(料金プランに係る措置)

第8条 契約約款の規定にかかわらず、移行契約者が締結した委託契約に次の料金プランのうちいずれかが指定されている場合には、料金表附則第3条(平成12年8月1日以降に当社と委託契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの専用契約者乃至平成12年8月1日からこの料金表の実施期日までの間に料金プラン変更実施日が到来した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの変動型専用契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)に定めるその料金プランが適用されるものとし、当該料金プランの指定は移行契約者の専用契約書に記載することにより特定されるものとします。

- (1) 固定型料金プラン
- (2) 変動型料金プラン

(保証金の取扱い)

第9条 移行契約者が、移行予定日において既に委託契約にもとづく保証金、固定型料金プラン保証金または変動型プラン保証金を当社に支払っている場合には、それらの保証金は移行契約にもとづく本附則及び料金表附則にかかげる同名義の債務のために支払われたものとみなします。

(移行契約の更新の請求等)

第10条 移行契約に係る更新の請求は契約約款第13条第13条(利用期間)または契約約款第25条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定によらず本条の規定によります。

- 2 移行契約者は、移行契約の更新の請求をする場合には、利用期間終了日の3か月前までに更新を請求する専用契約事項等を記載した当社所定の契約更新請求書を当社に提出していただきます。移行契約者が移行契約の更新の請求を利用期間終了日の3か月前までに行わない場合は、更新の請求ができないことがあります。
- 3 移行契約の更新後の利用期間は、5年間とします。ただし、変動型料金プラン適用の移行契約者の移行契約更新後の利用期間は、10年間とします。
- 4 移行契約者は、移行契約変更の請求にあたっては、本附則第12条(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)の規定に基づく更新保証金を更新保証金支払期日までに支払っていただきます。

- 5 当社は、第2項の移行契約の更新の請求があったときは、契約約款第27条(変更の請求に対する承諾等)の規定に準じて当社所定の承諾書を交付することにより変更の請求を承諾します。ただし、当社は、移行契約者が前項の規定に基づく更新保証金を支払期日までに支払わなかったときは、移行契約の更新を承諾しないことができることとします。

(当社が行う移行契約の料金プランの変更の請求等)

第11条 当社は、変動型料金プランの適用がある移行契約者(以下「変動型移行契約者」といいます。)が次の各号に該当するときは、変動型移行契約者に対し、固定型料金プランの変更の請求を書面にて行うことができることとし、変動型移行契約者はその請求を拒めません。

- (1) 本附則(変動型移行契約者の月次営業収入の確認)の規定にかかわらず、月次営業収入に係る当社への報告を怠ったとき
 - (2) 本附則第16条(変動型移行契約者の会計年度中の営業収入の確認)の規定にかかわらず、監査報告書の写しを当社に提出しなかったとき
 - (3) 本附則第18条(会計監査人の変更等)の規定にかかわらず、会計監査人の変更を当社に届け出なかったとき
 - (4) 資本出資の額が5億円未満の変動型移行契約者が会計監査人を解任し新たな会計監査人を選任しなかったとき
 - (5) その他変動型移行契約者の法令またはこの契約約款の規定に反する行為により、変動型料金プランの衛星役務利用放送専用サービスの提供が困難となったとき
- 2 当社は、前項第(2)号に該当する場合における料金プランの変更の実施にあたっては、変更実施日が属する会計年度の前年度の期初日を固定型料金プランの利用開始日として取り扱い、第(1)号、第(3)号、第(4)号または第(5)号に該当する場合における料金プランの変更の実施にあたっては、変更実施日が属する会計年度の期初日を固定型料金プランの利用開始日として取り扱います。

(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)

第12条 移行契約者は、本附則第10条(移行契約の更新の請求等)の規定に基づく移行契約の更新を請求するときは、移行契約の形態に応じ、料金表附則第2条第3表(更新保証金)乃至料金表附則第3条第2表(更新保証金)の規定に基づく更新保証金を支払っていただきます。

- 2 当社は、移行契約者が支払った更新保証金については、契約約款第47条(保証金の支払義務等)の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、移行契約者が既に支払った固定型料金プラン保証金または変動型料金プラン保証金に残額がある場合には、これを移行契約者が支払うべき更新保証金に充当するものとします。また、この場合において、固定型料金プラン保証金または変動型料金プラン保証金の残額が移行契約者の支払うべき更新保証金の額より少ないときは、移行契約者は、その差額を支払うものとします。
- 4 移行契約者は、更新保証金の支払日から更新した移行契約の利用期間の最初の日のまでの期間に移行契約を解除したときは、当社所定の更新保証金返還請求書を当社に提出することにより、支払済の更新保証金の返還を請求できます。
- 5 当社は、移行契約者が更新保証金返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、移行契約者が更新保証金返還請求書で指定した銀行口座に更新保証金相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する更新保証金相当額に対して利息を付しません。

(支払いを要しない料金)

第13条 契約約款第46条(支払いを要しない料金)を変動型移行契約に適用する場合には同条第1項において「衛星役務利用放送専用料」とあるのを「料金表附則第2条第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金または料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金(変動型移行契約については月額基本専用料とします。)」と読み替えるものとします。

(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始後の責任の制限)

第14条 契約約款第57条(衛星役務利用放送専用サービスの利用開始後の責任の制限)を変動型移行契約に適用する場合には、同条第2項において「料金表第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金の額」とあるのを「料金表附則第2条第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金または料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金(変動型移行契約については月額基本専用料とします。)」と読み替えるものとします。

(変動型移行契約者の月次営業収入の確認)

第15条 変動型移行契約者は、料金プラン変更実施日が属する月以降、移行契約で指定した月次営業収入の報告日までに、その月の料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)2(変動型料金プランに係るもの)2-3(収入連動専用料備考)第1項各号に規定された営業収入を書面にて当社に届け出ていただきます。

- (1) 移行契約者の有料放送サービス契約約款(放送法及び電気通信役務利用放送法の規定に基づき、移行契約者が有料放送の役務の提供条件について定めた契約約款に限り、以下同じとします。)の規定に基づき有料放送役務を提供することにより得る視聴料収入
- (2) 有料放送サービス契約約款以外の視聴契約に基づき移行契約者が放送番組を供給することによる視聴料収入
- (3) 移行契約者と放送番組を供給する移行契約者以外の者(以下「放送番組供給者」といいます。)との契約に基づき、移行契約者が、放送番組供給者から供給された放送番組を放送することにより得る営業収入
- (4) 移行契約者の放送番組の同時再送信を行う有線テレビジョン放送事業者等(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の規定に基づく有線テレビジョン放送事業者及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)の規定に基づく有線ラジオ放送を行う者をいいます。)に放送番組を供給することにより得る営業収入

(変動型移行契約者の会計年度中の営業収入の確認)

第16条 変動型移行契約者は、当社が料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)2(変動型料金プランに係るもの)2-3(収入連動専用料)の算定のため、その料金算定の対象となる会計年度中の料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)2(変動型料金プランに係るもの)2-3(収入連動専用料備考)第1項各号に規定された営業収入が確認可能な決算報告書の一部及び監査報告書の一部の写しを移行契約で指定した会計年度の末日日から定時株主総会までの間に当社に届け出ていただきます。

(当社の変動型移行契約者の会計帳簿等の確認等)

第17条 当社は、前2条の規定に基づく営業収入を確認するときもしくは当社が必要と判断したときは、当社の責任と負担により、当社が指定する独立した公認会計士または当社の従業員が変動型移行契約者の会計帳簿及びその関連書類を閲覧、謄写を変動型移行契約者に請求することができるものとします。

(会計監査人の変更等)

第18条 変動型移行契約者は、移行契約で指定した会計監査人を変更したときは、変更した日を起算日として14日以内に変更を証明する書面を添付して当社に届け出ていただきます。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成14年5月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成14年7月10日から実施します。

(委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約者(委託再契約者を除きます。)がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前のとおりとします。

(委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第3条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託再契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置を本条以下に定めます。

(委託再契約の適用)

第4条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(以下「委託約款」といいます。)に基づく委託放送業務にかかる再契約(以下「委託再契約」といいます。)のうちB種委託再契約を締結している者(以下「委託再契約者」といいます。)が、次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、当該委託再契約者は本附則の定めるところの条件の適用を受けられるものとします。

- (1) 委託再契約者が、当社との間で締結している委託再契約の契約事項において指定される品目、人工衛星及び放送番組の数(これらの用語は委託約款またはこの契約約款において定義される意味と同義とします。)と同一内容をもってこの契約約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスの専用申込(以下「移行申込」といいます。)を当社に行い両者間において専用契約を締結し、並行して、当該利用申込において指定される衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下「移行予定日」という。)の前日をもって委託再契約を解除する旨の書面を提出すること
- (2) 前号の移行申込において、移行申込の伝送容量の合計値が委託再契約の伝送再容量の合計値を下回らないこと。
- (3) 委託再契約者が、移行申込において指定される事項をもって電気通信役務利用放送の業務に係る登録申請書を総務大臣に提出すること。
- (4) 委託再契約者が移行予定日の前日をもって、その委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ること。

2 当社は、前項の移行申込があった場合には、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。

- 3 第1項において指定される利用開始予定日は、契約約款第24条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に拘わらず変更請求できません。
- 4 第3項の移行申込の承諾の後であっても、第1項第(3)号の総務大臣による電気通信役務利用放送の業務に係る登録がなされない場合には、当該承諾及び委託再契約の解除は無効とします。

(委託再契約の地位の継承)

第5条 前条の手続きが完了した専用契約者(以下「移行契約者」といいます。)は、この契約約款の規定にかかわらず次条以降の適用を受けるものとします。本附則及び料金表附則に記載のない事項は本契約約款の規定が適用されます。

(トランスポンダの修理または復旧の順位に係る措置)

第6条 契約約款第56条(トランスポンダの修理または復旧の順位)において、移行契約者の利用開始日及び契約締結日は、それぞれ移行契約者が当社との間で締結した委託再契約における利用開始日及び契約締結日と同一の日として取扱います。

(料金表の適用に係る措置)

第7条 移行契約者の支払うべきこととなる衛星役務利用放送専用料は、移行契約者が当社との間で締結した委託再契約に従い、料金表附則第4条(当社と委託再契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)の適用を受けます。当該再契約締結日は専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(利用期間に係る措置)

第8条 契約約款第13条(利用期間)の規定に拘わらず、移行契約者の専用契約における利用期間については、本附則第4条(委託再契約の適用)に定める移行予定日を起算日たる利用開始日とし、移行契約者が当社との間で締結した委託再契約に基づく利用期間終了日を利用期間の終了日とし、専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(保証金の取扱い)

第9条 移行契約者が、移行予定日において既に委託再契約に基づく再契約保証金または再契約継続保証金を当社に支払っている場合には、それらの保証金はこの料金表附則第4条(当社と委託再契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)第2表(保証金)の債務のために支払われたものとみなします。

(移行契約の更新の請求等)

- 第10条 移行契約に係る更新の請求は契約約款第13条(利用期間)または契約約款第25条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定によります。
- 2 移行契約者は、移行契約変更の請求にあたっては、本附則第11条(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)の規定に基づく更新保証金を更新保証金支払期日までに支払っていただきます。
 - 3 当社は、第2項の移行契約の更新の請求があったときは、契約約款第27条(変更の請求に対する承諾等)の規定に準じて当社所定の承諾書を交付することにより変更の請求を承諾します。ただし、当社は、移行契約者が前項の規定に基づく更新保証金を支払期日までに支払わなかったときは、移行契約の更新を承諾しないことができるものとします。

- 4 当社は、前条の規定に基づき支払われている保証金に残額があるときは、その残額を前項の規定に基づき移行契約者が支払うべき更新保証金に充当することができることとします。なお、その残額が更新保証金の額に満たないときは、その差額を支払っていただきます。

(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)

第11条 移行契約者は、本附則前条(移行契約の更新の請求等)の規定に基づく移行契約の更新を請求するときは、料金表附則第4条(当社と委託再契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)の規定に基づく更新保証金を支払っていただきます。

- 2 当社は、移行契約者が支払った更新保証金については、契約約款第47条(保証金の支払義務等)の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、移行契約者が既に支払った保証金に残額がある場合には、これを移行契約者が支払うべき更新保証金に充当するものとします。また、この場合において、保証金の残額が移行契約者の支払うべき更新保証金の額より少ないときは、移行契約者は、その差額を支払うものとします。
- 4 移行契約者は、更新保証金の支払日から更新した移行契約の利用期間の最初の日のまでの期間に移行契約を解除したときは、当社所定の更新保証金返還請求書を当社に提出することにより、支払済の更新保証金の返還を請求できます。
- 5 当社は、移行契約者が更新保証金返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、移行契約者が更新保証金返還請求書で指定した銀行口座に更新保証金相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する更新保証金相当額に対して利息を付しません。

(支払いを猶予した解除料の取扱い)

第12条 当社は、移行契約者が、衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款の規定により支払うべき当初の委託契約の解除料の支払を猶予しているときは、当該移行契約者がB種委託再契約の再利用開始日から本項の規定に基づく利用開始日の前日まで支払った料金の総額と利用開始日以降支払った料金の総額の合計が、当該移行契約者の当初の委託契約の解除日から再利用開始日までの期間の受託放送料相当額と当社が支払を猶予した当初の委託契約の解除料の額の合計額を超えたときに限って、支払われるべき当初の委託契約の解除料の全額を免除できることとします。そのときは、当社はその旨を当該移行契約者に当社所定の書面で通知します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成15年4月15日から実施します。

(委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約者(委託再契約者を除きます。)がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前の通りとします。

(委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第3条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託再契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、次条(委託再契約者の移行契約の更新の請求等)を除き従前の通りとします。

(委託再契約者の移行契約の更新の請求等)

第4条 委託再契約者の移行契約に係る更新の請求は、契約約款第13条(利用期間)または契約約款第25条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定によらず本条の規定によります。

- 2 委託再契約者よりの移行契約者は、契約の更新の請求をする場合には、利用終了日の3カ月前までに更新を請求する専用契約事項等を記載した当社所定の契約更新請求書を当社に提出していただきます。委託再契約者よりの移行契約者が移行契約の更新の請求を利用終了日の3カ月前までに行わない場合は、更新の請求ができませんことがあります。
- 3 委託再契約者の移行契約の更新後の利用期間は、5年間とします。ただし、委託再契約者よりの移行契約者が当社との間で締結した委託再契約における利用開始日以降2年間は、委託再契約者の移行契約の更新後の利用期間は1年間とします。
- 4 当社は、第2項の委託再契約者の移行契約の更新の請求があったときは、契約約款第27条(変更の請求に対する承諾等)の規定に準じて当社所定の承諾書を交付することにより更新の請求を承諾します。

附則

(実施期日)

この改定規定は、平成15年10月17日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規定は、平成16年4月16日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規定は、平成16年6月30日から実施します

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成17年7月13日から実施します。

(委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約者(委託再契約者を除きます。)がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前の通りとします。

(委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第3条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託再契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前の通りとします。

(専用契約に係る経過措置)

第4条 この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき当社と専用契約を締結している専用契約者(移行契約者及び移行再契約者を除きます)の専用契約事項は、次の各号のすべてに該当した上で変更する伝送容量係数を除いて従前の通りとします。また、当該契約に係る料金の額は、平成17年7月13日付け衛星役務利用放送専用サービス料金表附則の規定を適用します。

- (1) 4号衛星を利用していること。
- (2) 地球局設備等の変更に伴い当社との伝送容量係数の変更手続は行うものの、電気通信役務利用放送法の規定に基づく登録事項の伝送容量に係る指定事項の変更を伴わないこと。

附則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成17年12月28日から実施します。

(委託契約者が指定した者に係る委託契約の適用)

第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(以下「委託約款」といいます。)に基づき委託放送業務にかかる契約(以下「委託契約」といいます。)を締結しているB種委託契約者(委託約款に定める委託再契約者は除きます。以下「委託契約者」といいます。)から営業譲渡を受け衛星役務利用放送専用サービスを利用した放送事業を実施しようとする者(委託約款平成17年12月28日付附則第2条に定める営業譲受者と同一の者。以下「営業譲受者」といいます。)は、委託契約者が委託契約約款第51条第4項に基づき当社に通知した委託契約の解除日までに次の各号の条件をすべて満たした場合に限り、専用契約においてこの契約約款の平成14年3月6日付附則第5条乃至第18条の適用を受けられるものとします。

- (1) 委託契約者が営業譲受者を指定したことを証する書面を、委託契約者が委託契約解除通知書を提出した日と同日に、当社が定める書式により委託契約者と営業譲受者の連名で提出すること。
- (2) 営業譲受者が、次に掲げるすべての条件を満たしたこの契約約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスの専用申込(以下「移行申込」といいます。)を行い、この契約約款に基づいて当社と専用契約を締結すること。
 - (ア) 専用契約における利用開始予定日(専用契約の変更による場合には、当該放送番組の放送開始予定日)が、委託契約者から当社に通知された委託契約の解除日の翌日であること。

- (イ) 委託契約者と当社との間で締結している委託契約の契約事項において指定される品目、人工衛星、放送番組の数(これらの用語は委託約款またはこの契約約款において定義される意味と同義とします。)及び料金プラン(委託約款において定義される意味と同義とします。)と同一または同等と当社が認めるものであること。
- (3) 委託契約者が、営業譲受者による移行申込において指定される衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下「移行予定日」という。)の前日をもって委託契約を解除する旨の書面を提出したこと。
- (4) 営業譲受者が、移行申込において指定される事項をもって電気通信役務利用放送の業務に係る登録申請書を総務大臣に提出すること。
- (5) 委託契約者が、移行予定日の前日をもってその委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ること。
- 2 当社は、前項の移行申込があった場合には、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。
- 3 第1項において指定される利用開始予定日は、契約約款第24条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に拘わらず変更請求できません。
- 4 移行申込の承諾の後であっても、第1項第(4)号の申請の結果、総務大臣による電気通信役務利用放送の業務に係る登録がなされない場合には、当該承諾は無効とし、本附則は適用されないものとします。

(委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第3条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託再契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前の通りとします。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成18年9月26日から実施します。

(委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

- 第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約者(委託再契約者を除きます。)がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前の通りとします。
- 2 前項の規定に拘らず、移行契約者が当社との間で締結した衛星デジタル多チャンネルサービス契約約款(以下「委託約款」といいます。)に基づく委託契約の利用開始日より移行契約を経て10年が経過した日以降に到来する契約更新日以降の取扱いについては、専用契約に移行するものとし、利用開始日及び支払いを猶予した解除料の取扱いについてはのみ従前の通りとすることができるものとします。
- 3 第1項の規定に拘らず、移行契約者が人工衛星の異なる二以上の移行契約及び専用契約を締結している場合、利用開始日が早い方の移行契約又は専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数に利用開始日の遅い方の移行契約又は専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算することができることとし、合算後の取扱いについては、専用契約に移行したものとし、利用開始日は、利用開始日の早い方を優先して取り扱います。また、支払いを猶予した解除料の取扱いについては従前の通りとします。

(委託契約者が指定した者に係る委託契約の適用)

第3条 当社が提供する委託約款に基づき委託放送業務にかかる契約(以下「委託契約」といいます。)を締結しているB種委託契約者(委託約款に定める委託再契約者は除きます。以下「委託契約者」といいます。)から営業譲渡を受け衛星役務利用放送専用サービスを利用した放送事業を実施しようとする者(委託約款平成17年12月28日付附則第2条に定める営業譲受者と同一の者。以下「営業譲受者」といいます。)に対する措置は、従前の通りとします。

(委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第4条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託再契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前の通りとします。

(利用期間に係る措置)

第5条 契約約款第13条(利用期間)の規定にかかわらず、移行契約者の専用契約における利用期間については、平成14年3月6日付附則第3条(委託契約の適用)に定める移行予定日を起算日たる利用開始日とし、移行契約者が当社との間で締結した委託契約に基づく利用期間終了日を利用期間の終了日とし、専用契約書に記載することにより特定するものとします。

2 前項の規定に拘らず、移行契約者が当社との間で締結した委託契約に基づく利用開始日を起算日として10年が経過した場合の利用開始日は、従前の委託契約の利用開始日とし、専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(専用契約者の契約の単位に係る取扱い)

第6条 当社は、この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき、当社と人工衛星の異なる二の専用契約を締結している場合、利用開始日が早い方の専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数に利用開始日の遅い方の専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算することができることとし、合算後の専用契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年1月31日から実施します。

(委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置を本条から第18条までに定めます。

(委託契約の適用)

第3条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(以下「委託約款」といいます。)に基づき委託契約を締結している者(委託再契約者は除きます。以下「委託契約者」といいます。)が、次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、当該委託契約者は第18条までに定めるところの条件の適用を受けられるものとします。

- (1) 委託契約者が、当社との間で締結している委託契約の契約事項において指定される品目、人工衛星、放送番組の数(これらの用語は委託約款またはこの契約約款において定義される意味と同義とします。)及び料金プラン(委託約款において定義される意味と同義とします。)と同一内容をもってこの契約約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスの専用申込(以下この条において「移行申込」といいます。)を当社に行い両者間において専用契約(以下第18条までにおいて「移行契約」といいます。)を締結し、並行して、当該利用申込において指定される衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下第9条までにおいて「移行予定日」といいます。)の前日をもって委託契約を解除する旨の書面を提出すること。
 - (2) 前号の移行申込において、移行申込の伝送容量の合計値が委託契約の伝送容量の合計値を下回らないこと。
 - (3) 委託契約者が、移行申込において指定される事項をもって電気通信役務利用放送の業務に係る登録申請書を総務大臣に提出すること。
 - (4) 委託契約者が移行予定日の前日をもって、その委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ること。
- 2 当社は、前項の移行申込があった場合には、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。
 - 3 第1項において指定される利用開始予定日は、契約約款第24条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に拘わらず変更請求できません。
 - 4 第2項の移行申込の承諾の後であっても、第1項第(3)号の総務大臣による電気通信役務利用放送の業務に係る登録がなされない場合には、当該承諾及び委託契約の解除は無効とします。

(委託契約の地位の継承)

第4条 前条の手続きが完了した専用契約者(以下「移行契約者」といいます。)は、この契約約款の規定にかかわらず次条から第18条までの規定の適用を受けるものとします。本附則及び料金表附則に記載のない事項は本契約約款の規定が適用されます。

(トランスポンダの修理または復旧の順位に係る措置)

第5条 契約約款第56条(トランスポンダの修理または復旧の順位)において、移行契約者の利用開始日及び契約締結日は、それぞれ移行契約者が当社との間で委託約款に基づき締結した委託契約における利用開始日(以下「委託契約利用開始日」といいます。)及び契約締結日と同一の日として取扱います。

(料金表の適用に係る措置)

第6条 移行契約者の支払うべきこととなる衛星役務利用放送専用料は、移行契約者が当社との間で締結した委託契約の契約締結日または契約変更日の時期に従い料金表附則第2条(平成12年8月1日以前に当社と委託契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)または第3条(平成12年8月1日以降に当社と委託契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託契約者及び平成12年8月1日からこの料金表の実施期日までの間に料金プラン変更実施日が到来した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの変動型B種委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)の適用を受けます。当該契約締結日または契約変更日は専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(利用期間に係る措置)

第7条 契約約款第13条(利用期間)の規定にかかわらず、移行契約者の専用契約における利用期間については、本附則第3条(委託契約の適用)に定める移行予定日を起算日たる利用開始日とし、移行契約者が当社との間で締結した委託契約に基づく利用期間終了日を利用期間の終了日とし、専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(料金プランに係る措置)

第8条 契約約款の規定にかかわらず、移行契約者が締結した委託契約に次の料金プランのうちいずれかが指定されている場合には、料金表附則第3条(平成12年8月1日以降に当社と委託契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託契約者及び平成12年8月1日からこの料金表の実施期日までの間に料金プラン変更実施日が到来した衛星デジタル多チャンネル放送サービスの変動型B種委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)に定めるその料金プランが適用されるものとし、当該料金プランの指定は移行契約者の専用契約書に記載することにより特定されるものとします。

- (1) 固定型料金プラン
- (2) 変動型料金プラン

(保証金の取扱い)

第9条 移行契約者が、移行予定日において既に委託契約に基づく固定型料金プラン保証金または変動型料金プラン保証金及び追加保証金を当社に支払っている場合には、それらの保証金は移行契約に基づく本附則及び料金表附則にかかげる同名義の債務のために支払われたものとみなします。

2 契約約款第47条(保証金の支払義務等)第4項及び第49条(追加保証金の支払義務等)第2項における移行契約の利用開始日並びに契約約款第49条(追加保証金の支払義務等)第3項における移行契約の10年経過以降終了日の起算日たる利用開始日は、委託契約利用開始日として取り扱います。

(移行契約の更新の請求等)

第10条 移行契約に係る更新の請求は契約約款第13条(利用期間)または第25条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定によらず本条の規定によります。

2 移行契約者は、移行契約の更新の請求をする場合には、利用期間終了日の3か月前までに更新を請求する専用契約事項等を記載した当社所定の契約更新請求書を当社に提出していただきます。移行契約者が移行契約の更新の請求を利用期間終了日の3か月前までに行わない場合は、更新の請求ができません。

3 移行契約の更新後の利用期間は、利用期間終了日の翌日から5年間とします。ただし、変動型料金プラン適用の移行契約者(以下「変動型移行契約者」といいます。)の移行契約更新後の利用期間は、利用期間終了日の翌日から10年間とします。

4 前項の規定に拘わらず、委託契約(変動型B種委託契約を除きます。以下この項において同じとします。)に係る利用開始日より当該契約(委託契約及び移行契約の更新により継続されるものを含みます。)に係る利用期間が10年を経過した日(以下「利用期間10年経過日」といいます。)以降の移行契約に係る利用期間は、利用期間終了日の3ヶ月前までに移行契約者(変動型移行契約者を除きます。以下この項において同じとします。)から移行契約を終了する旨の書面による通知が当社に提出されない場合であって、当社がそのことによって移行契約を更新できない旨を移行契約者に通知しないときは、利用期間終了日の翌日から1年間とします。ただし、移行契約者が利用期間10年経過日以降に第2項の移行契約の更新の請求をする場合、移行契約の更新後の利用期間は利用期間終了日の翌日から1年以上2年以下の期間とします。

- 5 移行契約者は、移行契約の更新の請求にあたっては、本附則第12条(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)の規定に基づく更新保証金を当社が指定する支払期日までに支払っていただきます。但し、本附則第12条(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)第2項の規定に基づき、当社が更新保証金の支払いを猶予する場合は、この限りではありません。
- 6 当社は、第2項の移行契約の更新の請求があったときは、契約約款第27条(変更の請求に対する承諾等)の規定に準じて当社所定の承諾書を交付することにより更新の請求を承諾します。ただし、当社は、移行契約者が前項の規定に基づく更新保証金を支払期日までに支払わなかったときは、移行契約の更新を承諾しないことがあります。

(当社が行う移行契約の料金プランの変更の請求等)

第11条 当社は、変動型移行契約者が次の各号に該当するときは、変動型移行契約者に対し、固定型料金プランへの変更の請求を書面にて行うことができるとし、変動型移行契約者はその請求を拒めません。

- (1) 本附則第15条(変動型移行契約者の月次営業収入の確認)の規定にかかわらず、月次営業収入に係る当社への報告を怠ったとき
 - (2) 本附則第16条(変動型移行契約者の会計年度中の営業収入の確認)の規定にかかわらず、監査報告書の写しを当社に提出しなかったとき
 - (3) 本附則第18条(会計監査人の変更等)の規定にかかわらず、会計監査人の変更を当社に届け出なかったとき
 - (4) 資本出資の額が5億円未満の変動型移行契約者が会計監査人を解任し新たな会計監査人を選任しなかったとき
 - (5) その他変動型移行契約者の法令またはこの契約約款の規定に反する行為により、変動型料金プランの衛星役務利用放送専用サービスの提供が困難となったとき
- 2 当社は、前項第(2)号に該当する場合における料金プランの変更の実施にあたっては、変更実施日が属する会計年度の前年度の期初日を固定型料金プランの利用開始日として取り扱い、第(1)号、第(3)号、第(4)号または第(5)号に該当する場合における料金プランの変更の実施にあたっては、変更実施日が属する会計年度の期初日を固定型料金プランの利用開始日として取り扱います。

(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)

第12条 移行契約者は、本附則第10条(移行契約の更新の請求等)の規定に基づく移行契約の更新を請求するときは、移行契約の形態に応じ、料金表附則第2条第2表(更新保証金)の規定に基づく更新保証金を支払っていただきます。

- 2 当社は、前項の規定に拘わらず、利用期間10年経過日以降の移行契約者に対しては、料金表附則第2条第2表(更新保証金)の規定に基づく更新保証金の支払いを猶予することができることとします。
- 3 当社は、移行契約者が支払った更新保証金については、契約約款第47条(保証金の支払義務等)の規定に準じて取り扱います。その場合には、特に指定があるものを除き、「保証金」とあるのは「更新保証金」に読み替えるものとします。
- 4 当社は、移行契約者が既に委託契約に基づき支払った固定型料金プラン保証金または変動型料金プラン保証金に残額がある場合には、これを移行契約者が支払うべき更新保証金に充当するものとします。また、この場合において、固定型料金プラン保証金または変動型料金プラン保証金の残額が移行契約者の支払うべき更新保証金の額より少ないときは、移行契約者は、その差額を支払うものとします。

- 5 移行契約者は、利用期間10年経過日以降に到来する利用期間終了日以降に当社から更新保証金の残額がある旨の通知を受けたとき、または更新保証金の支払日から本附則第10条(移行契約の更新の請求等)の規定に基づく移行契約の更新を行う前の利用期間終了日までの期間に移行契約を解除したときは、当社所定の更新保証金返還請求書を当社に提出することにより、支払済の更新保証金の返還を請求できます。
- 6 当社は、移行契約者が前項の規定に基づき更新保証金返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、移行契約者が更新保証金返還請求書で指定した銀行口座に更新保証金相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する更新保証金相当額に対して利息を付しません。

(支払いを要しない料金)

第13条 契約約款第46条(支払いを要しない料金)を変動型移行契約者に適用する場合には同条第1項において「衛星役務利用放送専用料」とあるのを「料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金(変動型移行契約者については月額基本専用料とします。)」と読み替えるものとします。

(衛星デジタル多チャンネル放送サ - ビスの利用開始後の責任の制限)

第14条 契約約款第57条(衛星役務利用放送専用サ - ビスの利用開始後の責任の制限)を変動型移行契約者に適用する場合には、同条第2項において「料金表第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金の額」とあるのを「料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)に規定した料金(変動型移行契約者については月額基本専用料とします。)」と読み替えるものとします。

(変動型移行契約者の月次営業収入の確認)

第15条 変動型移行契約者は、委託約款に基づく委託契約における料金プラン変更実施日が属する月以降、移行契約で指定した月次営業収入の報告日までに、その月の料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)第2(料金)2(変動型料金プランに係るもの)2-3(収入連動専用料の額)備考第1項各号に規定された営業収入を書面にて当社に届け出ていただきます。

- (1) 移行契約者の有料放送サービス契約約款(放送法及び電気通信役務利用放送法の規定に基づき、移行契約者が有料放送の役務の提供条件について定めた契約約款に限ります。以下同じとします。)の規定に基づき有料放送の役務を提供することにより得る視聴料収入
- (2) 有料放送サービス契約約款以外の視聴契約に基づき移行契約者が放送番組を供給することによる視聴料収入
- (3) 移行契約者と放送番組を供給する移行契約者以外の者(以下「放送番組供給者」といいます。)との契約に基づき、移行契約者が、放送番組供給者から供給された放送番組を放送することにより得る営業収入
- (4) 移行契約者の放送番組の同時再送信を行う有線テレビジョン放送事業者等(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の規定に基づく有線テレビジョン放送事業者及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)の規定に基づく有線ラジオ放送を行う者をいいます。)に放送番組を供給することにより得る営業収入

(変動型移行契約者の会計年度中の営業収入の確認)

第16条 変動型移行契約者は、当社が料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)第2(料金)2(変動型料金プランに係るもの)2-3(収入連動専用料の額)の算定のため、その料金算定の対象となる会計年度中の料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)第2(料金)2(変動型料金プランに係るもの)2-3(収入連動専用料の額)備考第1項各号に規定された営業収入が確認可能な決算報告書の一部及び監査報告書の一部の写しを移行契約で指定した会計年度の期末日から定時株主総会までの間に当社に届け出ていただきます。

(当社の変動型移行契約者の会計帳簿等の確認等)

第17条 当社は、前2条の規定に基づく営業収入を確認するときもしくは当社が必要と判断したときは、当社の責任と負担により、当社が指定する独立した公認会計士または当社の従業員が変動型移行契約者の会計帳簿及びその関連書類の閲覧、謄写を変動型移行契約者に請求することができるものとします。

(会計監査人の変更等)

第18条 変動型移行契約者は、移行契約で指定した会計監査人を変更したときは、変更した日を起算日として14日以内に変更を証明する書面を添付して当社に届け出ていただきます。

(委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第19条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託再契約者がこの契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置を本条から第28条までに定めます。

(委託再契約の適用)

第20条 当社の委託約款に基づく委託再契約のうちB種委託契約を締結している者(以下「B種委託再契約者」といいます。)が、次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、当該B種委託再契約者は本附則の定めるところの条件の適用を受けられるものとします。

- (1) B種委託再契約者が、当社との間で締結している委託再契約の契約事項において指定される品目、人工衛星及び放送番組の数(これらの用語は委託約款またはこの契約約款において定義される意味と同義とします。)と同一内容をもってこの契約約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスの専用申込(以下「移行再申込」といいます。)を当社に行い両者間において専用契約(以下「移行再契約」といいます。)を締結し、並行して、当該利用申込において指定される衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下「移行利用予定日」という。)の前日をもって委託再契約を解除する旨の書面を提出すること。
 - (2) 前号の移行再申込において、移行再申込の伝送容量の合計値が委託再契約の伝送容量の合計値を下回らないこと。
 - (3) B種委託再契約者が、移行再申込において指定される事項をもって電気通信役務利用放送の業務に係る登録申請書を総務大臣に提出すること。
 - (4) B種委託再契約者が移行利用予定日の前日をもって、その委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ること。
- 2 当社は、前項の移行再申込があった場合には、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。
- 3 第1項において指定される利用開始予定日は、契約約款第24条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に拘わらず変更請求できません。
- 4 第2項の移行再申込の承諾の後であっても、第1項第(3)号の総務大臣による電気通信役務利用放送の業務に係る登録がなされない場合には、当該承諾及び委託再契約の解除は無効とします。

(委託再契約の地位の継承)

第21条 前条の手続きが完了した専用契約者(以下「移行再契約者」といいます。)は、この契約約款の規定にかかわらず次条から第28条までの規定の適用を受けるものとします。本附則及び料金表附則に記載のない事項は本契約約款の規定が適用されます。

(トランスポンダの修理または復旧の順位に係る措置)

第22条 契約約款第56条(トランスポンダの修理または復旧の順位)において、移行再契約者の利用開始日及び契約締結日は、それぞれ移行再契約者が当社との間で委託約款に基づき締結した委託再契約における再利用開始日及び契約締結日と同一の日として取扱います。

(料金表の適用に係る措置)

第23条 移行再契約者の支払うべきこととなる衛星役務利用放送専用料は、移行再契約者が当社との間で委託約款に基づき締結した委託再契約に従い、料金表附則第4条(当社と委託再契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)の適用を受けます。当該委託再契約締結日は専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(利用期間に係る措置)

第24条 契約約款第13条(利用期間)の規定に拘わらず、移行再契約者の専用契約における利用期間については、本附則第20条(委託再契約の適用)に定める移行利用予定日を起算日たる利用開始日とし、移行再契約者が当社との間で締結した委託再契約に基づく利用期間終了日を利用期間の終了日とし、専用契約書に記載することにより特定するものとします。

(保証金の取扱い)

第25条 移行再契約者が、移行利用予定日において既に委託再契約に基づく再契約保証金または再契約継続保証金を当社に支払っている場合には、それらの保証金は料金表附則第4条(当社と委託再契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)第2表(更新保証金)の債務のために支払われたものとみなします。

(移行再契約の更新の請求等)

第26条 移行再契約に係る更新の請求は契約約款第13条(利用期間)または契約約款第25条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定によらず、本条の規定によります。

- 2 移行再契約者は、委託約款に基づく委託再契約における再利用開始日以降2年間は、移行再契約の更新後の利用期間を1年間とし、委託再契約における再利用開始日から起算して2年が経過した日の翌日から10年が経過するまでは、移行再契約の更新後の利用期間を5年間とし、再利用開始日から起算して12年が経過した日の翌日以降の委託再契約の更新後の利用期間を1年間とします。
- 3 移行再契約者は、移行再契約の更新の請求にあたっては、次条(移行契約更新時における更新保証金の支払義務)の規定に基づく更新保証金を当社が指定する支払期日までに支払っていただきます。
- 4 当社は、前項の移行再契約の更新の請求があったときは、契約約款第27条(変更の請求に対する承諾等)の規定に準じて当社所定の承諾書を交付することにより変更の請求を承諾します。ただし、当社は、移行再契約者が前項の規定に基づく更新保証金を支払期日までに支払わなかったときは、移行再契約の更新を承諾しないことがあります。
- 5 当社は、前条の規定に基づき支払われている保証金に残額があるときは、その残額を前項の規定に基づき移行再契約者が支払うべき更新保証金に充当することができるものとします。なお、その残額が更新保証金の額に満たないときは、その差額を支払っていただきます。

(移行再契約更新時における更新保証金の支払義務)

第27条 移行再契約者は、前条(移行契約の更新の請求等)の規定に基づく移行再契約の更新を請求するときは、料金表附則第4条(当社と委託再契約を締結した衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)の規定に基づく更新保証金を支払っていただきます。

- 2 当社は、移行再契約者が支払った更新保証金については、契約約款第47条(保証金の支払義務等)の規定に準じて取り扱います。その場合には、特に指定があるものを除き、「保証金」とあるのは「更新保証金」と読み替えるものとします。
- 3 当社は、移行再契約者が既に支払った更新保証金に残額がある場合には、これを移行再契約者が支払うべき更新保証金に充当するものとします。また、この場合において、更新保証金の残額が移行再契約者の支払うべき更新保証金の額より少ないときは、移行再契約者は、その差額を支払うものとします。
- 4 移行再契約者は、更新保証金の支払日から前条(移行契約の更新の請求等)の規定に基づく移行再契約の更新を行う前の利用期間終了日までの期間に移行再契約を解除したときは、当社所定の更新保証金返還請求書を当社に提出することにより、支払済の更新保証金の返還を請求できます。
- 5 当社は、移行再契約者が更新保証金返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、移行再契約者が更新保証金返還請求書で指定した銀行口座に更新保証金相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する更新保証金相当額に対して利息を付しません。

(支払いを猶予した解除料の取扱い)

第28条 当社は、移行再契約者が、委託約款の規定により支払うべき当初の委託契約の解除料の支払を猶予しているときは、当該移行再契約者が委託再契約に係る再利用開始日から本附則第24条(利用期間に係る措置)の規定に基づく利用開始日の前日までに支払った料金の総額と本附則第24条(利用期間に係る措置)の規定に基づく利用開始日以降支払った料金の総額の合計が、当該移行再契約者の当初の委託契約の解除日から再利用開始日までの期間の受託放送料相当額と当社が支払を猶予した当初の委託契約の解除料の額の合計額を超えたときに限って、支払われるべき当初の委託契約の解除料の全額を免除できることとします。そのときは、当社はその旨を当該移行再契約者に当社所定の書面で通知します。

(委託契約者が指定した者に係る委託契約の適用)

第29条 当社の委託約款に基づく委託契約を締結しているB種委託契約者(委託約款に定める委託再契約者は除きます。以下「B種委託契約者」といいます。)から営業譲渡を受け衛星役務利用放送専用サービスを利用した放送事業を実施しようとする者(委託約款平成17年12月28日付附則第2条に定める営業譲受者と同一の者。以下「営業譲受者」といいます。)は、B種委託契約者が委託約款第51条第4項に基づき当社に通知した委託契約の解除日までに次の各号の条件をすべて満たした場合に限り、専用契約において本附則第5条から第18条までの規定の適用を受けられるものとします。

- (1) B種委託契約者が営業譲受者を指定したことを証する書面を、B種委託契約者が委託契約解除通知書を提出した日と同日に、当社が定める書式によりB種委託契約者と営業譲受者の連名で提出すること。
- (2) 営業譲受者が、次に掲げるすべての条件を満たしたこの契約約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスの専用申込(以下この条において「移行申込」といいます。)を行い、この契約約款に基づいて当社と専用契約を締結すること。
 - (ア) 専用契約における利用開始予定日(専用契約の変更による場合には、当該放送番組の放送開始予定日)が、B種委託契約者から当社に通知された委託契約の解除日の翌日であること。
 - (イ) B種委託契約者と当社との間で委託約款に基づき締結している委託契約の契約事項において指定される品目、人工衛星、放送番組の数(これらの用語は委託約款またはこの契約約款において定義される意味と同義とします。)及び料金プラン(委託約款において定義される意味と同義とします。)と同一または同等と当社が認めるものであること。
- (3) B種委託契約者が、営業譲受者による移行申込において指定される衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下この条において「移行予定日」といいます。)の前日をもって委託契約を解除する旨の書面を提出したこと。

- (4) 営業譲受者が、移行申込において指定される事項をもって電気通信役務利用放送の業務に係る登録申請書を総務大臣に提出すること。
 - (5) B種委託契約者が、移行予定日の前日をもって、その委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ること。
- 2 当社は、前項の移行申込があった場合には、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。
 - 3 第1項において指定される利用開始予定日は、契約約款第24条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に拘わらず変更請求できません。
 - 4 移行申込の承諾の後であっても、第1項第(4)号の申請の結果、総務大臣による電気通信役務利用放送の業務に係る登録がなされない場合には、当該承諾は無効とし、本附則は適用されないものとします。

(専用契約者の契約の単位に係る取扱い)

第30条 専用契約者(移行契約者、移行再契約者及び前条第1項の規定に基づく営業譲受者を除きます。)は、この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき、当社と人工衛星の異なる二以上の専用契約(移行契約及び移行再契約を除きます。)を締結している場合、利用開始日が最も早い専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数にそれ以外の専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算することができることとし、合算後の専用契約の利用開始日は、最も早いものを優先して取り扱います。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年6月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年7月4日から実施します。

(委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第2条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約者(委託再契約者を除きます。)が、この契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、次条を除き、従前のとおりとします。

(変動型移行契約者の月次営業収入の確認)

第3条 変動型移行契約者は、委託約款に基づく委託契約における料金プラン変更実施日が属する月以降、移行契約で指定した月次営業収入の報告日まで、その月の料金表附則第3条第1表(衛星役務利用放送専用料)第2(料金)2(変動型料金プランに係るもの)2-3(収入連動専用料の額)備考第1項各号に規定された営業収入を書面にて当社に届け出ていただきます。

- (1) 移行契約者の有料放送サービス契約約款(放送法及び電気通信役務利用放送法の規定に基づき、移行契約者が有料放送の役務の提供条件について定めた契約約款に限り、以下同じとします。)の規定に基づき有料放送の役務を提供することにより得る視聴料収入
- (2) 有料放送サービス契約約款以外の視聴契約に基づき移行契約者が放送番組を供給することによる視聴料収入
- (3) 移行契約者と放送番組を供給する移行契約者以外の者(以下「放送番組供給者」といいます。)との契約に基づき、移行契約者が、放送番組供給者から供給された放送番組を放送することにより得る営業収入
- (4) 移行契約者の放送番組の同時再送信を行う有線テレビジョン放送事業者等(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の規定に基づく有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)の規定に基づく有線ラジオ放送を行う者及び役務利用放送法の規定に基づく電気通信役務利用放送事業者のうち施行規則の規定に基づく有線役務利用放送を行う者をいいます。)に放送番組を供給することにより得る営業収入

(委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスに移行するための措置)

第4条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託再契約者が、この契約約款に定める衛星役務利用放送専用サービスに移行する場合の措置は、従前のとおりとします。

(委託契約者が指定した者に係る委託契約の適用)

第5条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスのB種委託契約者(委託再契約者を除きます。)から営業譲渡を受け衛星役務利用放送専用サービスを利用した放送事業を実施しようとする者(委託約款平成17年12月28日付附則第2条に定める営業譲受者と同一の者。以下「営業譲受者」といいます。)に対する措置は、従前のとおりとします。

(専用契約者の契約の単位に係る取扱い)

第6条 専用契約者は、この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき、当社と二以上の専用契約を締結している場合、利用開始日が最も早い専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数にそれ以外の専用契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算することができることとし、合算後の専用契約の利用開始日は、最も早いものを優先して取り扱います。ただし、専用契約(移行契約及び移行再契約を除きます。)の間、または移行契約(移行再契約を除きます。)の間で同一の料金プランの場合に限り、合算は行いません。

(専用契約に関する経過措置)

第7条 この改定規定実施前に契約約款の規定に基づき、専用契約者が当社と締結している専用契約における伝送方式は、改定後の規定により、料金表に定める狭帯域伝送方式とします。

(委託契約者が合併または分割した場合の措置)

第8条 委託約款に基づくB種委託契約者(委託再契約者を除きます。以下この条において「B種委託契約者」といいます。)たる法人が合併または分割をした場合は、B種委託契約者との合併により合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人、または分割により委託放送業務を行う事業を廃止し衛星役務利用放送を行う事業を開始する法人(以下「類似事業継続法人」といいます。)は、B種委託契約者が委託約款第51条第4項に基づき当社に通知した委託契約の解除日までに、次の各号の条件をすべて満たした場合に限り、専用契約において平成20年1月31日付本附則第5条から第14条まで、第16条から第18条まで及び本附則第3条の規定の適用を受けられるものとします。

- (1) B種委託契約者たる法人が、合併または分割をすることを証する書面を、B種委託契約者が委託契約解除通知書を提出した日と同日に、当社が定める書式により提出すること。
 - (2) 類似事業継続法人が、次に掲げるすべての条件を満たしたこの契約約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスの専用申込(以下この条において「移行申込」といいます。)を行い、この契約約款に基づいて当社と専用契約を締結すること。
 - (ア) 専用契約における利用開始予定日(専用契約の変更による場合には、当該放送番組の放送開始予定日)が、B種委託契約者から当社に通知された委託契約の解除日の翌日であること。
 - (イ) B種委託契約者と当社との間で委託約款に基づき締結している委託契約の契約事項において指定される品目、人工衛星、放送番組の数、トランスポンダの周波数、伝送容量係数及び料金プラン(これらの用語は委託約款またはこの契約約款において定義される意味と同義とします。)と同一または同等と当社が認めるものであること。
 - (ウ) 専用契約における伝送方式が、料金表に定める狭帯域伝送方式であること。
 - (3) B種委託契約者が、類似事業継続法人による移行申込において指定される衛星役務利用放送専用サービスの利用開始予定日(以下この条において「移行予定日」といいます。)の前日をもって委託契約を解除する旨の書面を提出したこと。
 - (4) 類似事業継続法人が、移行申込において指定される事項をもって電気通信役務利用放送の業務に係る登録申請書を総務大臣に提出すること。
 - (5) B種委託契約者が、移行予定日の前日をもって、その委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ること。
- 2 当社は、前項の移行申込があった場合には、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。
- 3 第1項において指定される利用開始予定日は、契約約款第25条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に拘わらず変更請求できません。
- 4 移行申込の承諾の後であっても、第1項第(4)号の申請の結果、総務大臣による電気通信役務利用放送の業務に係る登録がなされない場合には、当該承諾は無効とし、本附則は適用されないものとします。

附 則

(放送法改正に伴う衛星役務利用放送専用サービスの提供)

放送法改正に伴う衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(以下「受委託約款」という。)の廃止(平成23年6月30日付け)と同時に、この契約約款に基づく専用契約を締結した専用契約者に対し、衛星役務利用放送専用サービスを提供する措置を講じた。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成23年7月1日から実施します。

(解除となる専用契約に係る放送番組が他の専用契約者等により継続して放送される場合の解除料)

第2条 約款第40条(専用契約者が行う専用契約の解除)第4項の規定に基づき解除となる専用契約により放送されている放送番組の数の全てが、解除となる専用契約の専用契約者(以下「当該専用契約者」といいます。)と異なる専用申込者または専用契約者(以下「放送を継続する者」)により継続して放送される場合において、次の各号に掲げる条件の全てに合致する場合は、当該専用契約者は、約款第53条(衛星役務利用放送専用サービスの解除料の支払義務等)第3項の規定に拘わらず、解除料の支払いを要しないものとします。

- (1) 放送を継続する者は、当該専用契約者により放送されている放送番組(以下「被継続番組」といいます。)の放送を継続するために、この契約約款の規定に基づく当社の専用申し込みの承諾または専用契約の変更を得て、当社の衛星役務利用放送専用サービスの提供を受けることについて必要な総務大臣からの電気通信役務利用放送の業務の登録を受けた専用申込者または専用契約者であること。
- (2) 被継続番組の伝送方式は料金表に規定する狭帯域伝送方式であり、継続して放送される番組(以下「継続番組」といいます。)の伝送方式は料金表に規定する高度狭帯域伝送方式となること。
- (3) 被継続番組の品目は料金表に規定するテレビジョン放送であり、継続番組の品目は料金表に規定する高精細度テレビジョン放送又はテレビジョン放送となること。
- (4) 被継続番組の放送が終了となる日の翌日までに、継続番組が放送開始となること。
- (5) 被継続番組の視聴者の継続番組の視聴に支障を生じさせないために、必要かつ十分な措置が実施されること。

資料名 衛星役務利用放送専用サービス契約約款 第14版

平成14年	3月 6日	第1版
平成14年	5月 7日	第2版
平成14年	7月10日	第3版
平成15年	5月20日	第4版
平成15年	10月17日	第5版
平成16年	4月16日	第6版
平成16年	6月30日	第7版
平成17年	7月13日	第8版
平成17年	12月28日	第9版
平成18年	9月26日	第10版
平成20年	1月31日	第11版
平成20年	6月10日	第12版
平成20年	7月 4日	第13版
平成23年	7月 1日	第14版

スカパー-JSAT株式会社
東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03-5571-7770
(衛星事業部門代表)

(不許複製、禁転載)

